

波佐見町 業務継続計画

令和 6 年 6 月



波佐見町

目 次

	頁
第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的	1
1. 計画策定の目的	1
2. 業務継続計画の概要	1
(1) 業務継続計画とは	1
(2) 業務継続計画の効果	1
(3) 非常時優先業務	3
第2節 業務継続計画の位置付け	4
1. 地域防災計画との位置付け	4
2. 業務継続計画の適用	5
(1) 適用範囲	5
(2) 計画の発動	5
(3) 計画の運用	5
(4) 計画の解除	5
第3節 業務継続計画の基本方針	6
第2章 業務継続計画の特に重要な6要素	7
第1節 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	8
1. 指揮監督権限及び職務代行	8
2. 職員の体制基準	8
3. 職員の参集	11
(1) 参集方法	11
(2) 自主参集	11
(3) 参集時の注意事項	11
(4) 参集途上における行動	11
(5) 職員の参集予測	12
第2節 災害対策本部の設置場所及び代替庁舎の選定	13
1. 現時点の状況	13
2. 今後の検討事項	13
第3節 電気、水、食料等の確保	16
1. 現時点の状況	16
2. 今後の検討事項	16

目 次

	頁
第4節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	17
1. 現時点の状況	17
2. 今後の検討事項	17
第5節 重要な行政データのバックアップ	18
第6節 非常時優先業務の整理	20
1. 非常時優先業務の考え方	20
(1) 非常時優先業務の定義、実施方針、経過時間別フェーズ	20
(2) 非常時優先業務の選定方法	20
(3) 災害対策活動の流れ	22
2. 非常時優先業務の整理結果	24
(1) 非常時優先業務の整理結果（緊急対応業務）	25
①総務班	25
②厚生班	26
③衛生班	26
④商工班	27
⑤農林班	27
⑥土木班	28
⑦上下水道班	28
⑧文教班	29
(2) 非常時優先業務の整理結果（継続する通常業務）	30
①総務課	30
②企画情報課	32
③税務財政課	33
④住民福祉課	35
⑤子ども・健康保険課	37
⑥長寿支援課	39
⑦農林課	40
⑧商工観光課	41
⑨建設課	42
⑩水道課	43
⑪庁舎建設推進室	44
⑫会計課	45
⑬農業委員会	46
⑭議会事務局	46
⑮教育委員会	48

目 次

	頁
第3章 業務継続力向上に向けた中・長期的な取り組み	51
第1節 教育・訓練等	51
1. 職員の意識の向上	51
(1) 意識の高揚	51
(2) 研修	51
(3) 訓練	51
(4) 応援	51
2. 教育・訓練等	52
3. 職員が習熟すべき事項	55
第2節 業務継続計画の継続的な改善	56
資料編	57
波佐見町災害対策本部	58
1. 波佐見町災害対策本部組織図	58
2. 波佐見町災害対策本部事務分掌	59
被害の想定	62
1. 地震	62
(1) 県による地震の想定	62
2. 洪水・土砂災害	69
(1) 風水害の履歴	69
(2) 洪水浸水想定区域（想定最大規模）	70
(3) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	70
3. ため池災害	75

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の目的

1. 計画策定の目的

波佐見町において、大規模な震災や水害等、町民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した場合、町役場・施設自体も被災し、職員、物資、情報システム、ライフライン等の資源に制約を受け、行政機能が低下することが予想される。

町はそのような中、波佐見町地域防災計画や防災関連マニュアルに基づいて、すみやかに人命救助や避難者対策、ライフラインの維持といった災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動を主体に実施しなければならない。

また、災害対応中であっても休止することが町民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められている。

本計画は、波佐見町内において大規模災害が発生し、行政機能が低下した状況下においても、災害応急業務及び継続する通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を選定し、必要な資源の確保・配分等を効率的に投入することによって、業務の立ち上げ時間の短縮や実施する業務レベルの向上を図り、高いレベルでの適切な業務執行を行うことを目的に策定するものである。

2. 業務継続計画の概要

（1）業務継続計画とは

業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保・配分等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

（2）業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や必要な資源を明確にすることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

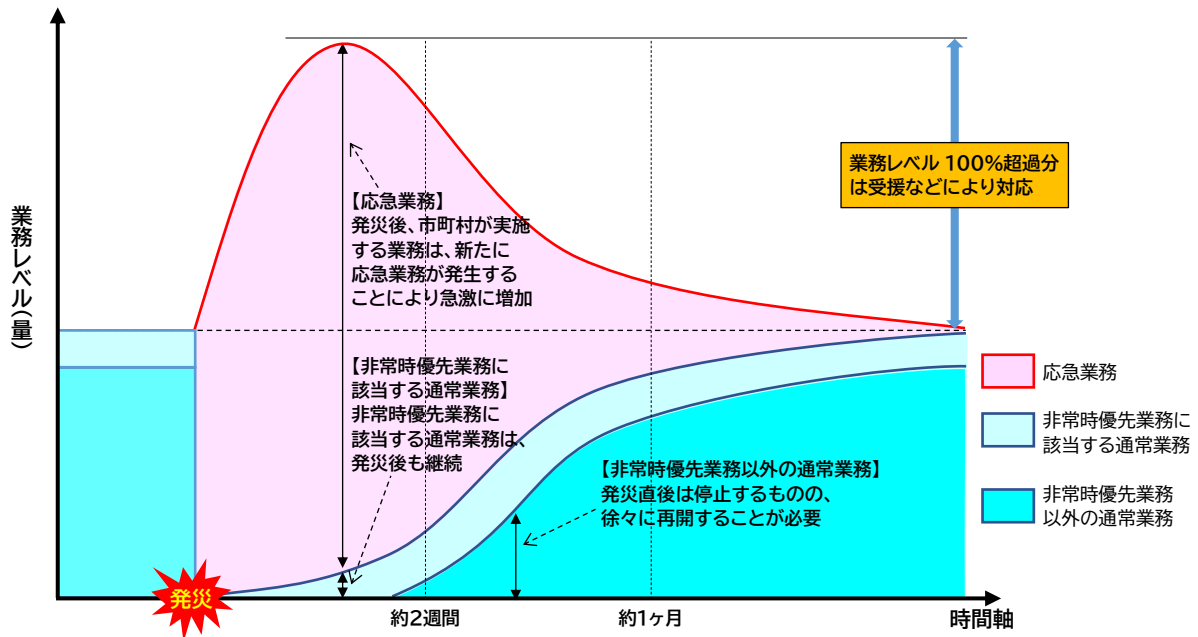


図 1 - 1 発災後に市町村が実施する業務の推移

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 令和 5 年 5 月 内閣府(防災担当)」

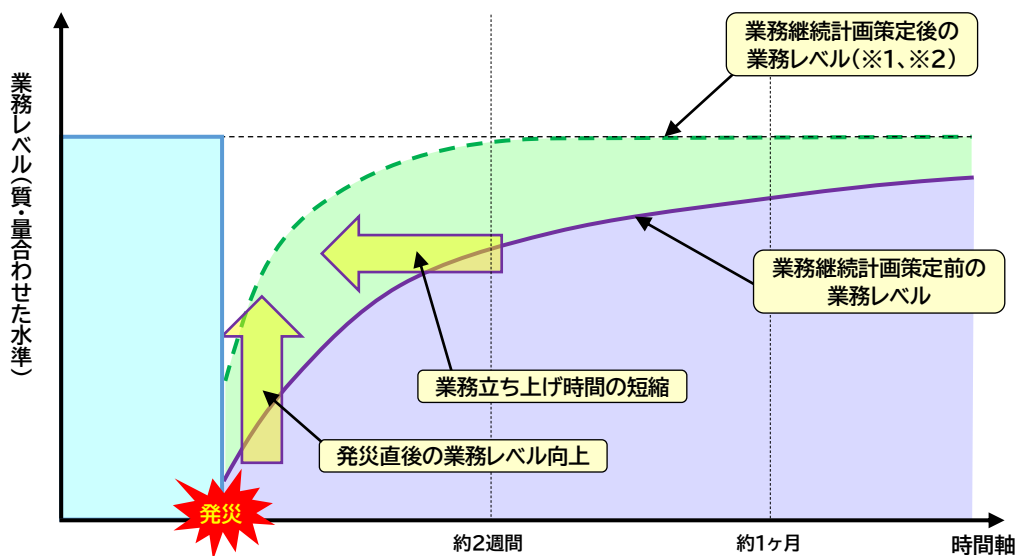


図 1 - 2 業務継続計画の策定に伴う効果のイメージ

※ 1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、支援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※ 2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 令和 5 年 5 月 内閣府(防災担当)」

(3) 非常時優先業務

業務継続体制を検討するにあたっては、地震等による大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務を特定する必要がある。これが「非常時優先業務」である。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務などといった「緊急対応業務」と、有事の際でも実施する必要がある「継続する通常業務」が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種業務実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

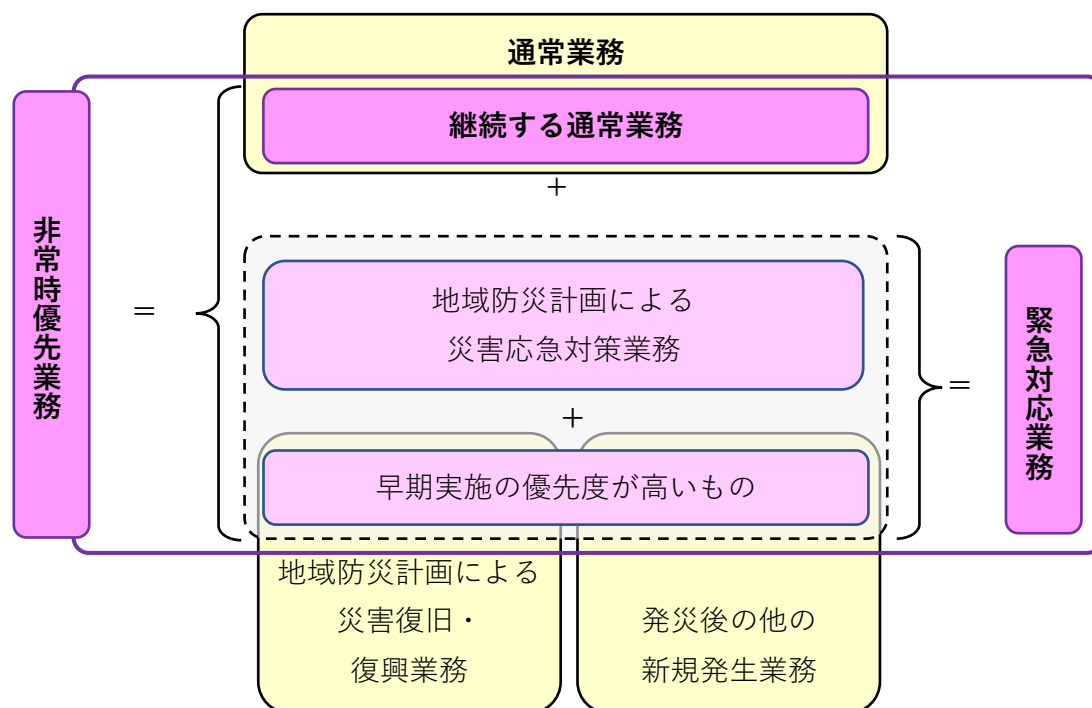


図1-3 非常時優先業務のイメージ

第 2 節 業務継続計画の位置付け

1. 地域防災計画との位置付け

【波佐見町地域防災計画】

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、波佐見町防災会議が策定する法定計画であり、本町、防災関係機関、町民及び事業者が連携して実施すべき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の対策を定めた総合的かつ基本的な計画である。

【波佐見町業務継続計画】

波佐見町地域防災計画に基づき策定するものであり、地域防災計画を補完する細部計画を立案し、大規模災害時に非常時優先業務を遂行するための実行計画として位置付けられている。

表 1－1 地域防災計画と業務継続計画の相違点

項目	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

引用：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 令和 5 年 5 月 内閣府(防災担当)」

2. 業務継続計画の適用

(1) 適用範囲

波佐見町役場の全組織を適用範囲とする。非常時優先業務は、庁内全組織において実施される全業務（消防部は除く）を対象とする。

適用の対象期間は、自然災害発生から 1 ケ月程度とする。

(2) 計画の発動

本計画は、本町の区域に甚大な被害が生じる災害として、地域防災計画に定めるところによって災害対策本部が設置されるとともに、本町の区域及び役場の機能に甚大な被害が生じた場合に発動する。

災害対策本部が設置される主な条件を以下に示す。

【風水害】

災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められ、若しくは災害が拡大し、組織的・総括的な災害対策が必要と認められるときは「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。（第 3 配備）。

※波佐見町地域防災計画－風水害等応急対策編－（令和 5 年 6 月）P.2 より

【地震】

町内に震度 5 弱以上の地震が発生・発表された場合。災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められ、若しくは災害が拡大し、組織的・総括的な災害対策が必要と認められるときは「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。（第 3 配備）。

※波佐見町地域防災計画－地震・原子力災害対策編－（令和 5 年 6 月）P.2 より

(3) 計画の運用

業務継続体制の発動権限者は、町災害対策本部長（町長）とする。ただし、町長の判断を仰ぐことができないときは、代行者が発動する（第 2 章 第 1 節を参照）。

なお、本計画は、自然災害に対して庁舎の機能を円滑に継続させるために定めるものであるため、庁内における非常時優先業務の人的・物的資源の調整・確保は、総務課などの部署が率先して実施するものであり、総務班が実施する災害対策本部内の統率・調整とは異なるものである。

(4) 計画の解除

本部長は、全組織における全ての通常業務の再開が可能となり、本計画の発動の必要性がなくなつたと判断したときは、本計画の発動を解除する。

なお、各対策部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止していた通常業務を再開させることができるものとする。

第 3 節 業務継続計画の基本方針

波佐見町は、来るべき大規模災害に備え、平時から業務継続体制の強化及び発災後の非常時優先業務の実施においても、組織全体で意思統一を図り、連携して取り組むことが重要であることから、「波佐見町業務継続計画」が目指す基本方針を以下に示す。

業務継続計画の基本方針

大規模災害が発生した場合、町としての責務を全職員が共有し、全うするため、以下に示す 3 項目に基づき、業務継続を図るものとする。

1. 町民の生命、身体及び財産の保護のため、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務の遂行に全力を挙げる。

- ・発災後は、自分の身の安全を第一に、町民の生命を守る緊急対応業務を優先的に行う。
- ・町が管理する公共施設は、避難所等として使用する目的以外には、一般利用を休止する。イベント、会議等は、原則として中止・延期する。

2. 通常業務については、優先度の高い業務は発災後も継続して実施するが、それ以外の業務は休止し、支障のない範囲で早期の再開を目指す。

- ・発災後は、各所属が被災状況を考慮し、非常時優先業務を『どの時期にどの範囲まで、どのレベルで開始するか』を判断する必要があることを認識する。
- ・いつ発災しても適切な対応ができるよう、各所属において定期的に研修・訓練を実施するとともに、実施結果を検証のうえ、実施手順や人員配置の定期的な見直しに努める。

3. 非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源は全庁横断的に調整する。

- ・発災後、非常時優先業務は限られた人的・物的資源で実施しなければならないことを認識し、業務を効率的に実施するため、庁内で連携して取り組む。
- ・必要な資源（人的・物的資源、情報源等）の確保や配分の方策及び環境整備について、大規模災害を想定した全庁的な連携に努める。

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の 6 要素がある。「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和 5 年 5 月）では、市町村はこれらの 6 要素についてあらかじめ定めておくものとしている。

表 2 - 1 業務継続計画の特に重要な 6 要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 令和 5 年 5 月 内閣府(防災担当)」

第 1 節 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

1. 指揮監督権限及び職務代行

業務継続体制下においては、災害対策基本法第 23 条の 2 第 2 項の規定により、町長が災害対策本部長となり、災害対策本部の事務を総括し、指揮監督を行う。

大規模災害時の指揮命令系統を維持するため、責任者が不在または連絡が取れない場合においても必要な意思決定がなされるように、あらかじめ職務を代行する者を定める。

表 2 - 2 災害対策本部の体制基準

組織	組織長	職務代行の順位		
		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
災害対策本部	町長	副町長	消防団長	教育長

2. 職員の体制基準

町において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行えるよう「波佐見町災害対策本部」を設置し、町の全組織を挙げて災害対策に取り組む。

表 2 - 3 波佐見町災害対策本部の構成

業務分担班	班長	担当課等
総務班	総務課長	総務課／税務財政課／企画情報課／議会事務局／庁舎建設推進室
厚生班	住民福祉課長	住民福祉課（戸籍班・社会福祉班）／長寿支援課／会計課
衛生班	子ども・健康保険課長	子ども・健康保険課／住民福祉課（環境衛生班）
商工班	商工観光課長	商工観光課
農林班	農林課長	農林課／農業委員会
土木班	建設課長	建設課
上下水道班	水道課長	水道課
文教班	教育次長	教育委員会

表 2 - 4 災害対策本部の配備要員（風水害時、地震時）

業務分担班		配備区分	災害警戒本部			災害対策本部
			—	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
総務班	総務課		○	○	○	○
	税務財政課					○
	企画情報課					○
	議会事務局					○
	庁舎建設推進室					○
厚生班	住民福祉課 (戸籍班・社会福祉班)					○
	長寿支援課					○
	会計課					○
衛生班	子ども・健康保険課					○
	住民福祉課 (環境衛生班)					○
商工班	商工観光課					○
農林班	農林課			○	○	○
	農業委員会			○	○	○
土木班	建設課			○	○	○
上下水道班	水道課					○
文教班	教育委員会					○

※この表に、本部長、副本部長、消防団長等は含まない。

表 2 - 5 災害対策本部の配備体制基準（風水害時）

配備区分		配備基準	組織構成	参集場所
災害警戒本部	—	・ 気象警報が発表されたとき（波浪警報は除く） ・ 状時間の降雨等により、河川の警戒、土砂災害危険箇所の警戒が必要と予想されるとき ・ 注意体制をとるべき警戒が発表され、災害発生の危険性があるとき	・ 本部長：総務課長 1 名 ・ 副本部長：総務課生活安全班 1 名 ・ 本部員：総務課、建設課、農林課の職員で担当課長が指定した職員	・ 台風が町に接近するおそれがあるとき
	第 1 配備	・ 災害が発生するおそれがある場合、または軽微な災害が発生した場合	・ 職員：10 人程度（総務課、建設課、農林課の職員）	◆警戒レベル 3 相当（該当する気象情報等） ・ 大雨警報（土砂災害） ・ 洪水警報
	第 2 配備	・ 局地的な災害、又は相当な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	・ 職員：20 人程度	・ 土砂キキクル、洪水キキクル「警戒」（赤） ・ 氾濫警戒情報
災害対策本部	第 3 配備	・ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。又は災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、災害対策本部を設置して対策を講ずる必要があると本部長が認めたとき	・ 全職員：約 100 人 ・ 消防団全団員	◆警戒レベル 4 相当（該当する気象情報等） ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂キキクル、洪水キキクル「危険」（紫） ・ 氾濫危険情報

表 2 - 6 災害対策本部の配備体制基準（地震時）

配備区分		配備基準	組織構成
災害警戒本部	—	・ 震度 4 の地震が発生したとき	・ 本部長：総務課長 1 名 ・ 副本部長：総務課生活安全班 1 名 ・ 本部員：総務課、建設課、農林課の職員で担当課長が指定した職員
	第 1 配備	・ 災害が発生するおそれがある場合、または軽微な災害が発生した場合	・ 職員：10 人程度（総務課、建設課、農林課の職員）
	第 2 配備	・ 局地的な災害、又は相当な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	・ 職員：20 人程度
災害対策本部	第 3 配備	・ 町内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、又は災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、災害対策本部を設置して対策を講ずる必要があると本部長が認めたとき	・ 全職員：約 100 人 ・ 消防団全団員

3. 職員の参集

職員は、参集方法について日頃から習熟し、迅速かつ的確な参集に努めるものとする。

(1) 参集方法

勤務時間内に配備体制がとられた場合は、職員は直ちに勤務場所へ参集する。勤務時間外に参集する場合は、家族の身の安全を確認した後、できる限り早い方法で配備に就く。

なお、大規模な災害時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があることを十分考慮し、徒歩、自転車、バイク、自動車等を利用する。

※「(5) 職員の参集予測」では、職員の通勤距離と徒歩での移動可能距離（4 k m/h）を基に、職員の 4 割が家族の事情又は救出・救助活動の従事により参集できない場合を想定した参集可能人数を算定している。

(2) 自主参集

災害時に所属長より配備指令の連絡がない場合でも、地震情報及び災害情報をテレビ、ラジオ等により積極的に収集に努め自己判断により参集する。

(3) 参集時の注意事項

- ① 勤務時間内、外を問わず、作業服などの動きやすい服装とすること。足元は長靴又は運動靴とすること。

なお、災害対策本部会議メンバー、総務課職員は防災服を、消防団本部員は活動服を着用すること。

※ 防災服・活動服を着用する者は、勤務時間外において登庁する場合は、私服にて登庁し、町内で着替えるものとする。（途上時に防災服・活動服を着用している場合、住民から救護や避難誘導の依頼が殺到する恐れがある。）

- ② 身分証明書、食料（1 日分程度）、懐中電灯、着替え、タオル等を携行すること。
- ③ 参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、住民の安全を確認した後、職員本人はできる限り迅速に参集を行うこと。
- ④ 交通機関の途絶、道路等の遮断で参集することが困難な場合は、所属長に連絡を取り、最寄りの町の施設若しくは最寄りの避難所に参集し、災害活動に従事すること。

(4) 参集途上における行動

参集時には、安全に十分留意するとともに、登庁途中において、地域の被災状況の把握に努めること。

- ① 参集にあたっては、安全に十分留意するとともに、災害情報等をテレビやラジオ等の報道、気象庁等からの情報、連絡通知などから正確な情報を得て参集する。
- ② 地域の被災状況等の把握が、後の災害対策を行う上で極めて重要となることから、登庁途中において職員は出来る限り被災状況の把握に努めること。

(5) 職員の参集予測

表 2-7 (1) 職員の参集予測 (組織別)

業務分担班		通勤距離		2 km 以内 (徒歩 約30分)		4 km 以内 (徒歩 約1時間)		12 km 以内 (徒歩 約3時間)		20 km 以内 (徒歩 約12時間)		20 km 超	
		職員数	参集可能人数	職員数	参集可能人数	職員数	参集可能人数	職員数	参集可能人数	職員数	参集可能人数	職員数	参集可能人数
総務班	総務課	2	1	4	2	1	1	1	1				
	税務財政課	2	1	1	1	4	2	2	1	1	1		
	企画情報課	2	1	2	1	1	1	1	1				
	議会事務局	1	1	1	1								
	庁舎建設推進室											1	1
厚生班	住民福祉課(戸籍班・社会福祉班)	5	3			1	1	2	1				
	長寿支援課	4	2	2	1	1	1	1	1	2	1		
	会計課							2	1	1	1		
衛生班	子ども・健康保険課	2	1	3	1	6	3	1	1	3	1		
	住民福祉課(環境衛生班)			1	1	1	1	1	1				
商工班	商工観光課	3	1	1	1								
農林班	農林課	3	1	1	1	3	1						
	農業委員会	1	1										
土木班	建設課	3	1	1	1	2	1	3	1	2	1		
上下水道班	水道課	5	3	1	1	1	1	1	1	2	1		
文教班	教育委員会	8	4	4	2	1	1						
計		41	21	22	14	22	14	15	10	12	7		

※参集可能人数：職員数の 6 割(小数点以下切り捨て、1 人の場合は 1 人として計上)で推定

表 2-7 (2) 職員の参集予測 (通勤距離別)

通勤距離	職員数		参集可能人数	
		割合		累計
2 km 以内(徒歩 約30分)	41 人	36.6 %	21 人	21 人
4 km 以内(徒歩 約1時間)	22 人	19.6 %	14 人	35 人
12 km 以内(徒歩 約3時間)	22 人	19.6 %	14 人	49 人
20 km 以内(徒歩 約12時間)	15 人	13.4 %	10 人	59 人
20 km 超	12 人	10.7 %	7 人	66 人
計	112 人	100.0 %	66 人	

第 2 節 災害対策本部の設置場所及び代替庁舎の選定

1. 現時点の状況

表 2-8 災害対策本部及び代替庁舎の情報

施設名		災害対策本部	代替庁舎		
		波佐見町役場庁舎	波佐見町総合文化会館	波佐見町農村環境改善センター	波佐見町勤労福祉会館
所在地		宿郷660	折敷瀬郷2064	長野郷173-2	井石郷2255-2
建物構造	建築年度	R5	H9	S55(H20改修)	S56
	耐震対応	○(対応済)	○(対応済)	○(対応済)	○(対応済)
	構造	非木造	非木造	非木造	非木造
	階数	3	2	2	3
災害危険度	洪水	家屋倒壊等(河岸侵食)	浸水深0.5m未満	浸水深0.5m未満	区域なし
	土砂災害	区域なし	区域なし	区域なし	区域なし
	ため池	区域なし	区域なし	区域なし	浸水深0.5m～3.0m
附帯設備・事務機器等	非常用発電機	あり	あり	なし	なし
	燃料の容量	200V-150KVA	40L	—	—
	稼働時間	72時間	8時間	—	—
	通信機器	あり	あり	あり	あり
	情報システム	あり	なし	なし	なし
	水・食料	あり	なし	なし	なし
	災害用トイレ	あり	なし	なし	あり
	事務機器・備品	あり	あり	あり	あり
同時被災の可能性のある災害		なし	なし	なし	なし

2. 今後の検討事項

- 農村環境改善センター及び勤労福祉会館は耐震化されてはいるが、築年数が 30～40 年以上経過している。
- 役場庁舎は、川棚川の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の区域内に位置している。代替庁舎も浸水深 0.5m 未満の区域に位置している施設があるため、河川氾濫の危険性が高い場合は、使用できない場合がある。
- 農村環境改善センター及び勤労福祉会館には非常用発電機を設置していないため、非常時の電力・燃料の確保を検討する。
- 災害対策本部及び執務室の機能が確保されるよう、電力、照明、情報通信・連絡機器、空調・換気等の具体的数量をより明確にする。

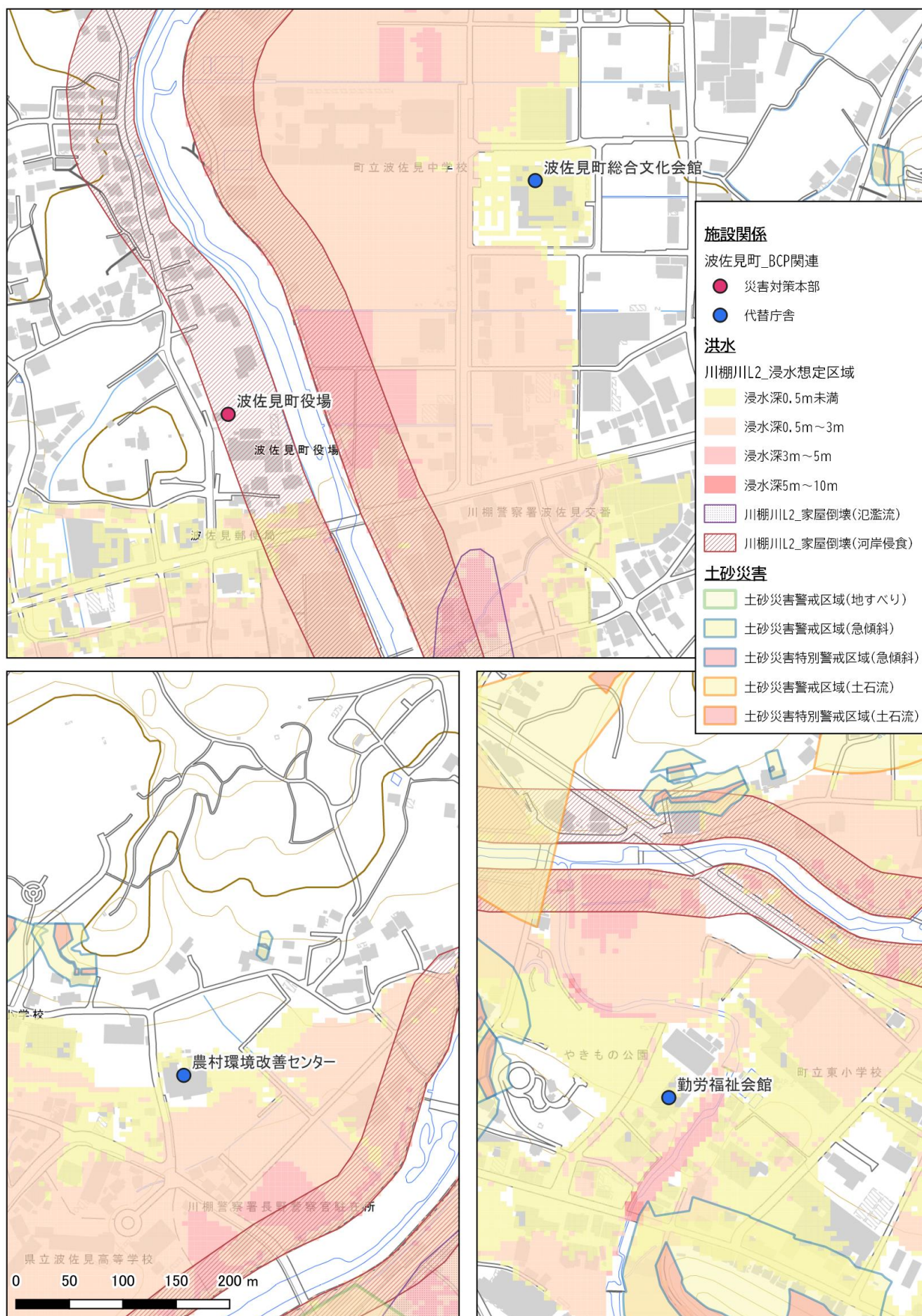


図2-1 (1) 災害対策本部及び代替庁舎周辺の災害危険度(洪水・土砂災害)

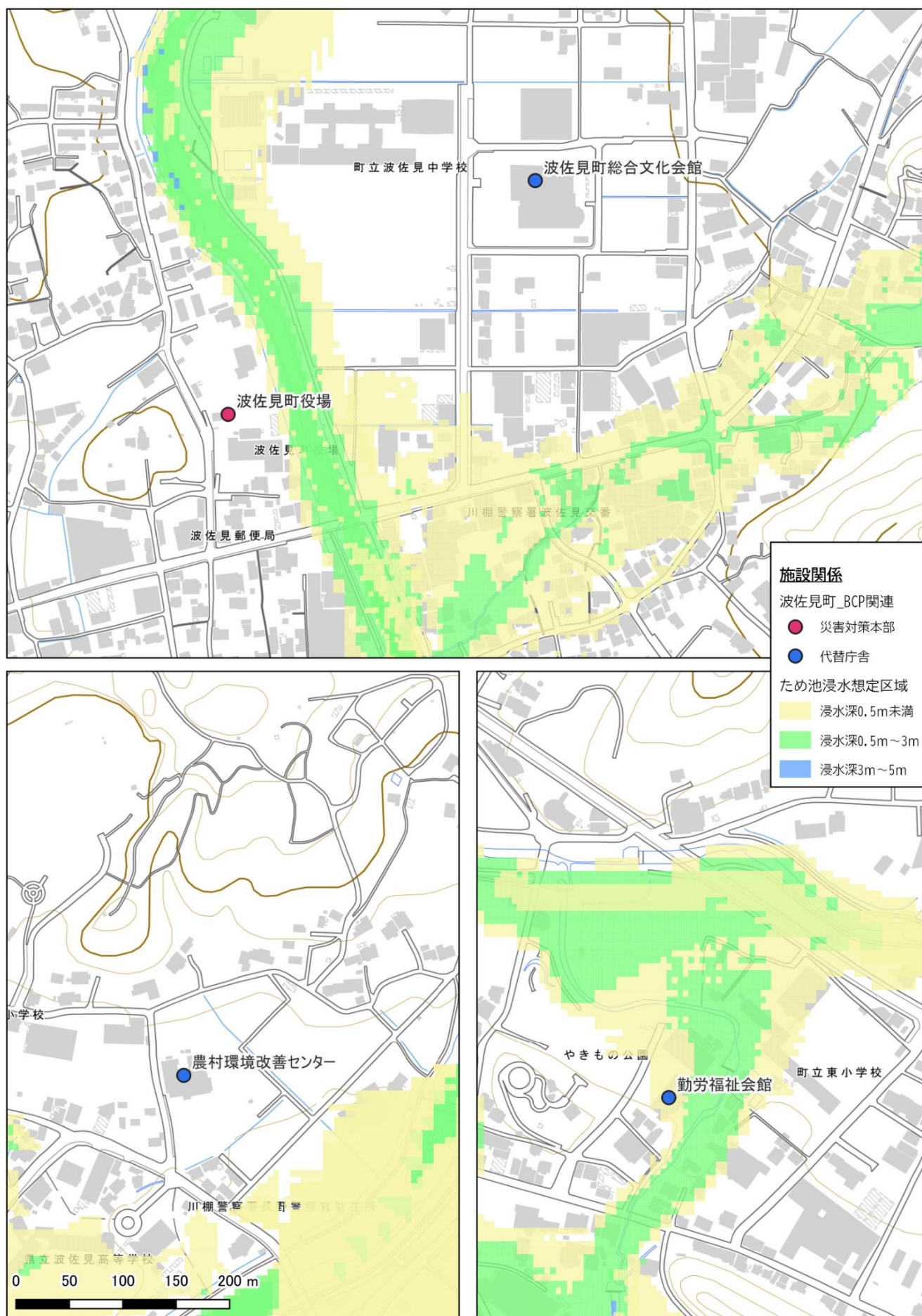


図 2 - 1 (2) 災害対策本部及び代替庁舎周辺の災害危険度 (ため池)

第 3 節 電気、水、食料等の確保

1. 現時点の状況

表 2-9 電気、水、食料等の確保状況

①非常用発電機と燃料の確保

施設名	確保状況	燃料タンク	燃料消費量	連続使用時間	電力供給先
波佐見町役場庁舎	あり	150 kVA	ℓ	ℓ/h	72 時間
波佐見町総合文化会館	あり	kVA	40 ℓ	ℓ/h	8 時間
波佐見町農村環境改善センター	なし	kVA	ℓ	ℓ/h	時間
波佐見町勤労福祉会館	なし	kVA	ℓ	ℓ/h	時間
		kVA	ℓ	ℓ/h	時間
		kVA	ℓ	ℓ/h	時間

②水、食料等の備蓄

※地域防災計画 資料編「5 備蓄物資一覧」より抜粋

備蓄品目	総数	備考	備蓄品目	総数	備考
アルファ米	五目ご飯	2,400	非常食(缶詰パン)	1,440	1缶380kcal
	おにぎり	2,500	非常食(カロリーメイト)	1500	1箱200kcal
	わかめ	300	簡易トイレ	15	凝固剤5,500個
	きのこ	300	段ボール製ベッド	30	
保存水(500ml)	2,880		段ボール製パーテーション	56	
液体ミルク	54		パーテーション	260	
使い捨てほ乳瓶	96		簡易ベッド	129	
ベビーベッド	24		Cool Jetter(冷風器)	3	
毛布	730		石油ストーブ	17	
マット	30	20m	スポットクーラー	13	
マット(1人用)	350		発電機	16	
エアーマット	100		蓄電池	5	
パン(リョーユー)	2184				

2. 今後の検討事項

①非常用発電機と燃料の確保

- 非常用発電機の起動点検を毎年度実施する。
- 代替施設における非常用電源・燃料の確保を検討する。

②水、食料等の備蓄

- 職員用の備蓄が確保できていない状況であるため、携帯トイレや消耗品等の物資につい

て、全職員の 3 日分の備蓄を検討する。

- 現状として職員は、自助の観点から、最低 3 日分の飲料水や食料等を各自で備える。

第 4 節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

1. 現時点の状況

表 2-10 多様な通信手段の確保状況

施設名	課名	電話回線	FAX	災害時 優先電話	携帯電話	衛星携帯 電話	防災行政無線	
							車載型	携帯型
波佐見町 役場	総務課	7	1	10	1		25	19
	企画情報課	1						
	税務財政課	3						
	住民福祉課	3	1		1			
	子ども・健康保険課	4	1		2			
	長寿支援課	2			1			
	農林課	2			2			
	商工観光課	1			1			
	建設課	3	1		2			
	水道課	2			1			
	庁舎建設推進室	1						
	会計課	1						
	議会事務局	1						
	農業委員会	1						
	教育委員会	3	1					
	計	35	5	10	11		25	19
波佐見町総合文化会館		1	1					
波佐見町農村環境改善センター		1	1					
波佐見町勤労福祉会館		1	1					
合計		38	8	10	11		25	19

2. 今後の検討事項

- 災害対応用の通信手段を各課にも配分できるよう検討を図る。
- 衛星携帯電話の確保を検討する。
- 代替庁舎や各指定避難所など、庁舎以外の施設における多様な通信手段の確保を検討する。

第5節 重要な行政データのバックアップ

表2-11(1) 行政データのバックアップ状況

No.	所属課名	重要な行政データ (システム名)	保管場所	記録媒体			現在のバックアップ状況		
				耐震性	原本	バックアップ	有無	頻度	方法
1	総務課	文書管理システム（よかdesk）	波佐見町役場 (本庁舎3F)	有	サーバー	サーバー	有	定期	定期
2	総務課	庶務管理システム（よかdesk）	波佐見町役場 (本庁舎3F)	有	サーバー	サーバー	有	定期	定期
3	総務課	例規管理システム（よかdesk）	クラウド	有	クラウド	クラウド	有	定期	定期
4	企画情報課	共有フォルダ	歴史文化交流館	有	HDD	HDD	有	毎日	自動
5	企画情報課	総合行政システム	波佐見町役場 (本庁舎3F)	有	クラウド	サーバー	有	毎日	自動
6	税務財政課	家屋評価業務支援システムHOUSAS	波佐見町役場 (本庁舎1F)	有	HDD	サーバー	有	毎月	手動
7	住民福祉課	太陽光発電システム	各施設端末	有	HDD	—	有	定期	手動
8	住民福祉課	住基ネットシステム	波佐見町役場 (本庁舎1F)	有	サーバー	サーバー	有		
9	住民福祉課	戸籍システム	波佐見町役場 (本庁舎1F)	有	サーバー	サーバー	有		
10	住民福祉課	戸籍連携サーバー	波佐見町役場 (本庁舎3F サーバー室)	有	サーバー	サーバー	有		
11	住民福祉課	情報連携端末	波佐見町役場 (本庁舎3F サーバー室)	有	サーバー				
12	住民福祉課	障害福祉システムオクトパス5	波佐見町役場 (本庁舎1F)	有	サーバー	サーバー	有	毎日	自動
13	住民福祉課	障害支援区分判定ソフト2014	波佐見町役場 (本庁舎1F)	有	サーバー	サーバー	有	毎日	自動
14	子ども・健康保険課	国保総合システム	長崎県国民健康保険連合会	有	サーバー	サーバー	有	毎日	手動
15	子ども・健康保険課	後期高齢標準システム	長崎県後期広域連合	有	サーバー	サーバー	有	毎日	手動
16	子ども・健康保険課	健康かるて	波佐見町役場 (本庁舎1F)	有	サーバー	サーバー	有		
17	教育委員会	図書館システム	クラウド	有	サーバー				
18	教育委員会	統合型校務支援システム	外部サーバー						
19	教育委員会	各学校共有フォルダ	各学校	有	サーバー	HDD	有	毎日	自動
20	長寿支援課	認定支援システム	東彼地区保健福祉組合	有	サーバー	サーバー	有	定期	自動

表 2-11 (2) 行政データのバックアップ状況

No.	所属課名	重要な行政データ (システム名)	保管場所	記録媒体			現在のバックアップ状況		
				耐震性	原本	バックアップ	有無	頻度	方法
21	長寿支援課	伝送通信システム	長崎県国民健康保険団体連合会	有	サーバー	サーバー	有	定期	
22	長寿支援課	地域包括支援センター支援システム	波佐見町役場 (本庁舎3F)						
23	建設課	公営住宅管理システム	新庁舎 電算室	有	サーバー	－			
24	建設課	設計積算システム	新庁舎 積算室	有	サーバー	－			
25	水道課	上水道マッピングシステム	波佐見町役場 (本庁舎2F)	有	HDD		無		
26	水道課	下水道施設台帳システム	波佐見町役場 (本庁舎2F)	有	HDD		有	定期	手動
27	農林課	地域農業情報活用支援システム	クラウド	有	サーバー	サーバー	有		
28	農業委員会	農業委員会サポートシステム	クラウド	有	サーバー	サーバー	有	不定期	自動
29	農林課	機構事業支援システム	クラウド	有	サーバー	サーバー	有	不定期	手動
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

第 6 節 非常時優先業務の整理

1. 非常時優先業務の考え方

(1) 非常時優先業務の定義、実施方針、経過時間別フェーズ

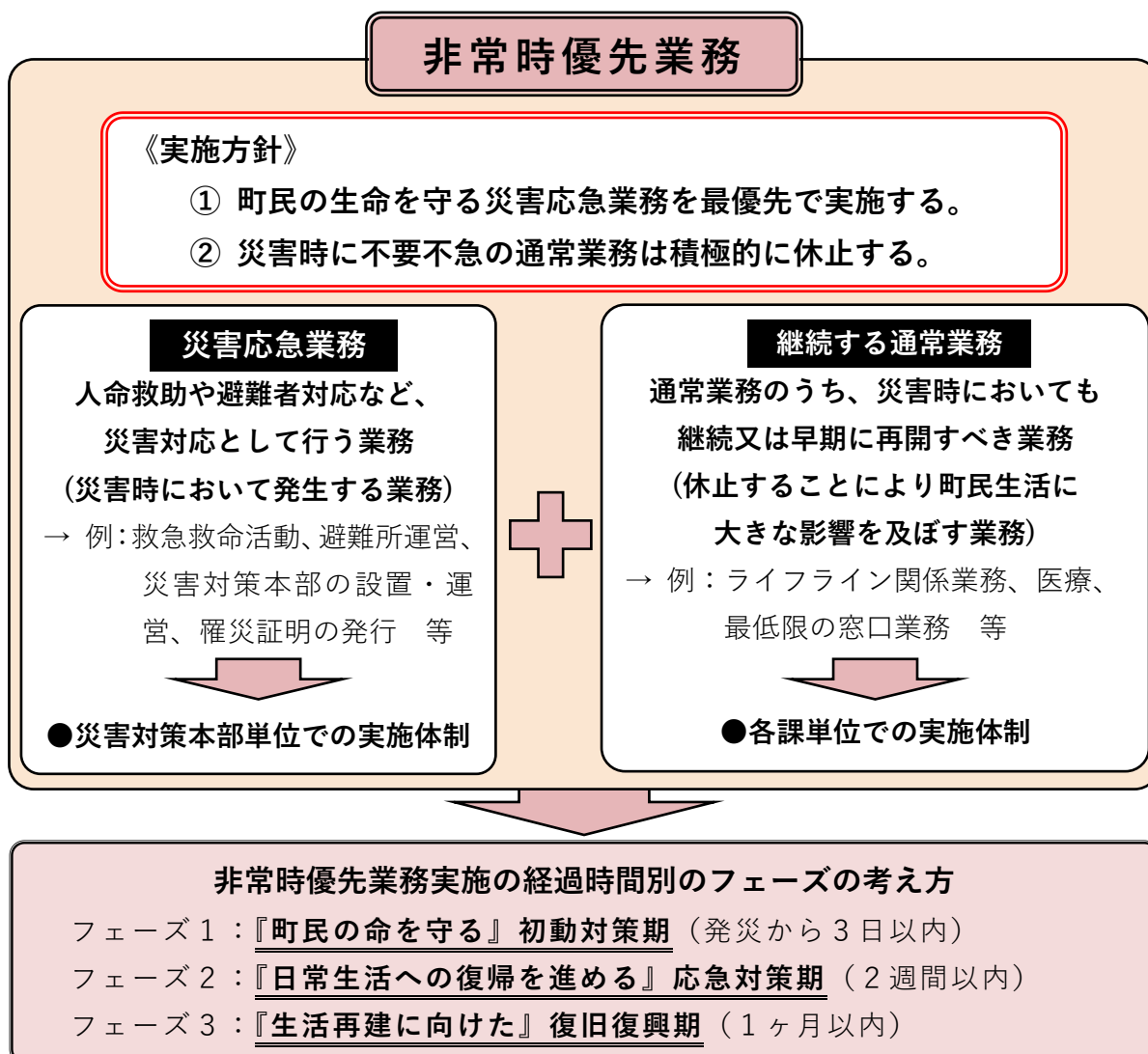


図 2-2 非常時優先業務の定義

(2) 非常時優先業務の選定方法

① 緊急応急業務

「波佐見町地域防災計画」の災害対策本部事務分掌に定める全災害応急業務（消防部は除く）を対象に、各課が所属する対策部内の業務から担当となるものを選択する。

② 継続する通常業務

「波佐見町処務規則」の全事務分掌を対象に、各課における災害発生時の対応を考慮して継続・休止を判断する。

③ 業務の実施目標時期

各業務の実施目標時期は、経過時間別フェーズ等をもとに 3 時間以内／1 日以内／3 日以内／2 週間以内／1 ヶ月以内で設定する（本計画は実施目標時期を設定していない）。

表 2-12 業務開始目標時間別の業務の整理基準表

業務開始 目標時間	該当する業務 の考え方	代表的な業務例
3 時間 以内	・ 職員及び家族の安全確保 ・ 初動体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 救助・救急の開始 ・ 避難所の開設	a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務(人、場所、通信、情報等) b. 被害の把握(被害情報の収集・伝達・報告) c. 発災直後の火災、津波等対策業務(消火、避難・警戒・誘導処置等) d. 救助・救急体制確立に係る業務(応援要請、部隊編成・運用) e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務(幹部職員補佐、公印管理等) g. 参集職員数や被害状況に応じた非常時優先業務等の見直し
1 日以内	・ 応急活動(救助・救急以外)の開始 ・ 避難生活支援の開始 ・ 重大な行事の手続き	a. 短期的な二次被害予防業務(土砂災害危険箇所における避難等) b. 市町村管理施設の応急復旧に係る業務(道路、上下水道、交通等) c. 衛生環境の回復に係る業務(防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等) d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務(応援受け入れ等) e. 遺体の取扱い業務(収容、保管、事務手続き等) f. 避難生活の開始に係る業務(衣食住の確保、供給等) g. 避難所運営における女性の参画や、女性と男性のニーズの違いを十分に踏まえた避難所の環境整備業務 h. 社会的に重大な行事等の延期調整業務(選挙等)
3 日以内	・ 被災者への支援の開始 ・ 他の業務の前提となる行政機能の回復	a. 避難生活の向上に係る業務(入浴、メンタルヘルス、防犯等) b. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務(財政計画業務等) c. 業務システムの再開等に係る業務
2 週間 以内	・ 復旧・復興に係る業務の本格化 ・ 窓口行政機能の回復	a. 生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) b. 産業の復旧・復興に係る業務(農林水産、商工業対策等) c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務(契約、給与、補助費等) e. 窓口業務(届出受理、証明書発行等)
1 ヶ月 以内	・ その他の行政機能の回復	a. その他の業務

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 令和 5 年 5 月 内閣府(防災担当)」

(3) 災害対策活動の流れ

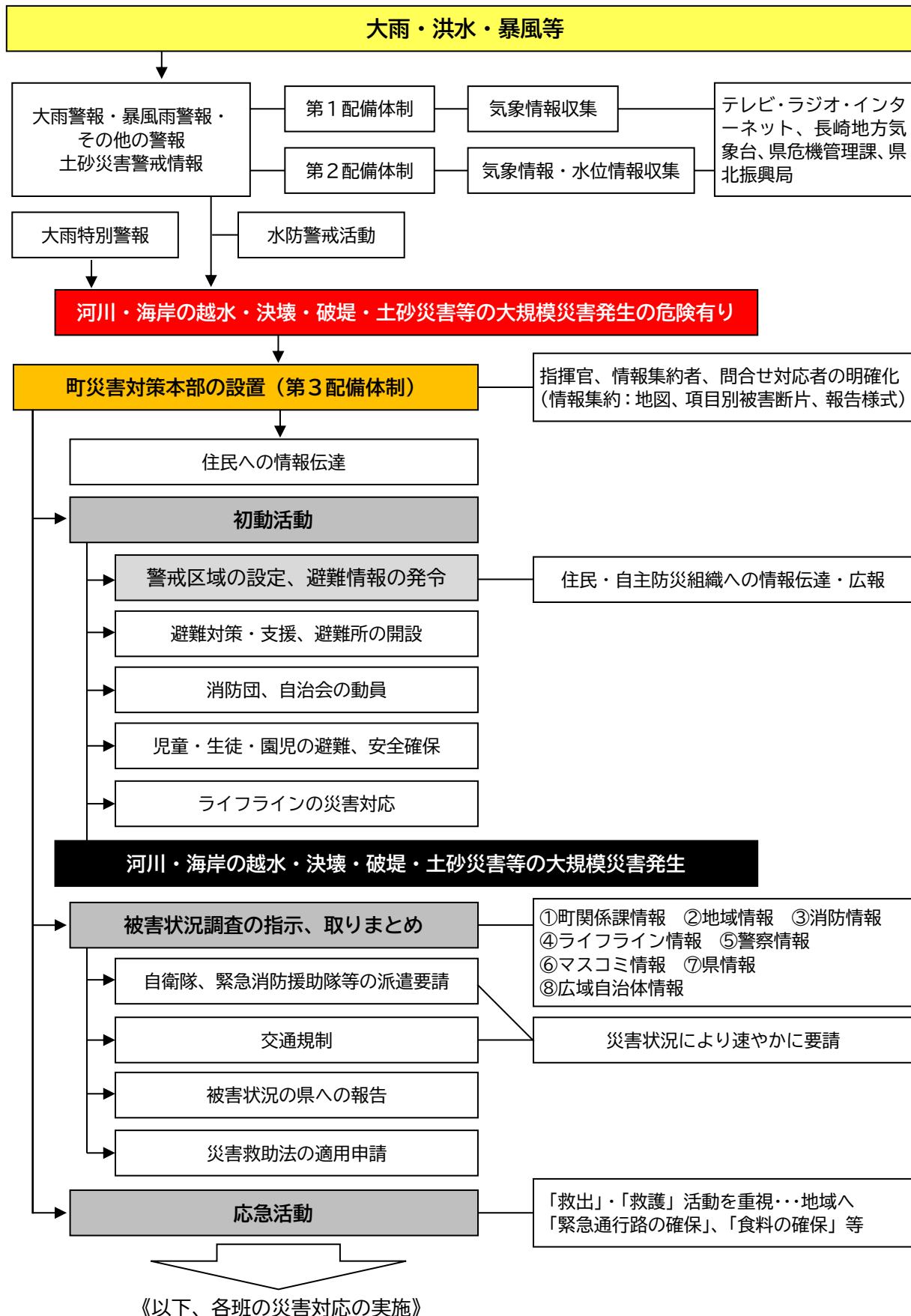


図 2 - 3 災害対策活動の流れ（風水害）

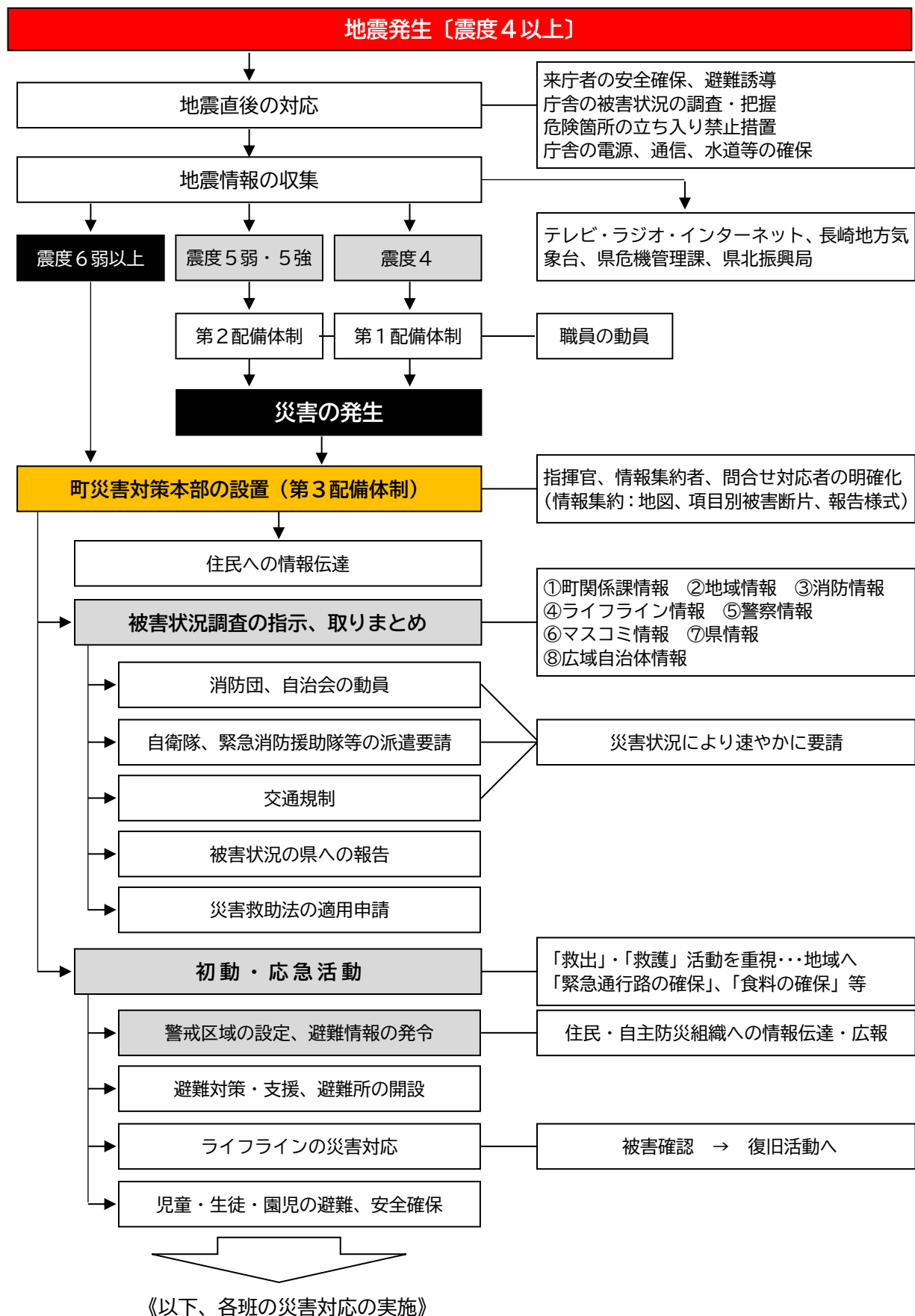


図 2 - 4 災害対策活動の流れ（地震）

2. 非常時優先業務の整理結果

非常時優先業務の整理は、緊急対応業務については各対策班の班長が、継続する通常業務については各課長がそれぞれ整理した。整理した結果、緊急対応業務 77 件、継続する通常業務 133 件、合計 210 件が選定された。

表 2-13 非常時優先業務の件数（緊急対応業務）

対策班	班員	計
総務班	総務課／税務財政課／企画情報課／議会事務局／庁舎建設推進室	21
厚生班	住民福祉課（戸籍班・社会福祉班）／長寿支援課／会計課	11
衛生班	子ども・健康保険課／住民福祉課（環境衛生班）	12
商工班	商工観光課	4
農林班	農林課／農業委員会	5
土木班	建設課	11
上下水道班	水道課	3
文教班	教育委員会	10
合計		77

表 2-14 非常時優先業務の件数（継続する通常業務）

課	班	継続	休止	計
総務課	総務班／生活安全班	23	15	38
企画情報課	企画班／電算情報班	9	11	20
税務財政課	住民税班／固定資産税班／財政管財班	10	17	27
住民福祉課	戸籍班／社会福祉班／環境衛生班	24	13	37
子ども・健康保険課	子育て支援班／健康増進班／国保年金班	16	13	29
長寿支援課	長寿介護班／地域包括支援センター	15	3	18
農林課	農政班／農地林務班	15	4	19
商工観光課	商工観光班	7	12	19
建設課	建設管理班／土木事業班	1	19	20
水道課	水道管理班／水道班	0	30	30
庁舎建設推進室	庁舎建設班	0	1	1
会計課		6	1	7
農業委員会		0	5	5
議会事務局		0	39	39
教育委員会	教育総務班／社会教育班／文化財班	7	38	45
合計		133	221	354

(1) 非常時優先業務の整理結果（緊急対応業務）

①総務班

対策班	総務班（正：総務課長、副：税務財政課長、企画情報課長、議会事務局長、庁舎建設推進室長）
班員	総務課、税務財政課、企画情報課、議会事務局、庁舎建設推進室

No.	業務内容	注意点・メモ
1	本部長の命令伝達に関すること	
2	災害対策本部等に関すること	
3	職員の動員及び配置に関すること	
4	職員の被害状況調査及び健康管理に関すること	
5	災害応急及び復興対策の総合調整に関すること	
6	県及び関係機関との連絡調整に関すること	
7	自衛隊との連絡調整に関すること	
8	受援及び応援に関すること	
9	通信設備に関すること	
10	所有財産の被害状況の把握及びその対策に関すること	
11	気象情報の授受に関すること	
12	避難情報等の発令及び伝達に関すること	
13	避難所の開設及び運営に関すること	
14	災害対策に関する予算措置に関すること	
15	災害措置に要する諸経費の経理に関すること	
16	被災証明・罹災証明に関すること	
17	消防団との連絡調整に関すること	
18	被災者、家屋等の被害状況の調査に関すること	
19	報道に関すること	
20	町税等の減免に関すること	
21	システム復旧に関すること	
22		
23		
24		
25		

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

②厚生班

対策班	厚生班（正：住民福祉課長、副：長寿支援課長、会計課長）
班員	住民福祉課（戸籍班、社会福祉班）、長寿支援課、会計課

No.	業務内容	注意点・メモ
1	災害応急物資及び救援物資の受入れ及び配給に関する事	
2	避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関する事	
3	要配慮者利用施設及び要配慮者の被災状況の把握に関する事	
4	要配慮者の生活支援に関する事	
5	義援金品の受付、配分等に関する事	
6	食糧の供給及び炊き出しに関する事	
7	ボランティアの受入れ及び調整に関する事	
8	住民相談に関する事	
9	被災者の金融支援に関する事	
10	（福祉）避難所の設置及び運営に関する事	
11	町税等の減免に関する事	

③衛生班

対策班	衛生班（正：子ども・健康保険課長、副：環境衛生班係長、健康増進班係長）
班員	子ども・健康保険課、住民福祉課（環境衛生班）

No.	業務内容	注意点・メモ
1	被災地の衛生状態の調査に関する事	
2	災害時の防疫及びごみ等の救急処理に関する事	
3	し尿の緊急処理に関する事	
4	応急医療及び助産に関する事	
5	医療品等の調達及び配分、輸送に関する事	
6	保健所・医療機関との連絡調整に関する事	
7	汚染検査等緊急被ばく・除染医療活動の支援に関する事	
8	環境試料の採取等及び放射線モニタリング活動の支援に関する事	
9	園児等の避難に関する事	保育所・認定こども園・放課後児童クラブの児童も含む
10	町税等の減免に関する事	
11	避難所の衛生状態に関する事	
12	被災者の健康状態に関する事	

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

④商工班

対策班	商工班（正：商工観光課長、副：商工観光班係長）
班員	商工観光課

No.	業務内容	注意点・メモ
1	商工鉱業施設の災害状況の収集及び応急対策に関すること	1 ヶ月以内に実施する
2	運輸施設の災害状況の収集及び応急対策に関すること	1 ヶ月以内に実施する
3	中小企業の災害復旧資金の融資に関すること	1 ヶ月以内に実施する
4	必需物資等の確保及び斡旋に関すること	速やかに実施する
5		
6		
7		
8		
9		
10		

⑤農林班

対策班	農林班（正：農林課長、副：農政班係長、農業総務班係長）
班員	農林課、農業委員会

No.	業務内容	注意点・メモ
1	農作物の災害対策に関すること	県・JA・共済と連携し、対応する
2	農作物の災害に伴う病害中の予防及び駆除に関すること	県・JA・共済と連携し、対応する
3	応急食糧の確保及び調達に関すること	
4	家畜、家きんの災害対策に関すること	県・JA・共済と連携し、対応する
5	農作物の出荷制限に関すること	県・JA・共済と連携し、対応する
6		
7		
8		
9		
10		

⑥土木班

対策班	土木班（正：建設課長、副：建設管理班係長、土木事業班係長）
班員	建設課

No.	業務内容	注意点・メモ
1	道路、橋梁及び河川の災害対策に関すること	
2	土石流災害の対策に関すること	
3	応急仮設住宅の建設に関すること	
4	住宅金融に関すること	
5	水防に関すること	
6	災害時における道路及び橋梁の使用に関すること	
7	河川の水位の通報、監視、警戒に関すること	
8	農地及び農業用施設の災害対策に関すること	
9	森林及び林道の災害対策に関すること	
10	地すべり対策に関すること	
11	避難時における避難路の確保に関すること	
12		

⑦上下水道班

対策班	上下水道班（正：水道課長、副：水道管理班係長、水道班係長）
班員	水道課

No.	業務内容	注意点・メモ
1	上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること	
2	非常用飲料水の給水に関すること	
3	下水道施設の排水に関すること	
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

⑧文教班

対策班	文教班（正：教育次長、副：教育総務班係長、社会教育班係長、文化財班係長）
班員	教育委員会

No.	業務内容	注意点・メモ
1	教育施設等の被害状況の把握及び応急復旧対策に関する事	
2	児童・生徒の避難誘導に関する事	
3	罹災児童・生徒に対する教科書及び学用品等の支給に関する事	
4	応急教育に関する事	
5	児童・生徒の保健及び学校給食に関する事	
6	学校の避難所開設の協力に関する事	
7	社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事	
8	文化財の被害状況調査及び応急対策に関する事	
9	総合文化会館等の避難所開設の協力に関する事	
10	炊き出しその他による食品の給与に関する事	
11		
12		

(2) 非常時優先業務の整理結果（継続する通常業務）

①総務課

課	総務課
班	総務班、生活安全班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	庁中儀式に関すること	休止	総務班
2	栄典、褒章及び表彰に関すること	休止	総務班
3	公印の保管に関すること	継続	総務班
4	町議会の招集及び提出議案に関すること	継続	総務班
5	条例、規則に関すること	継続	総務班
6	公告式に関すること	継続	総務班
7	文書の收受、発送に関すること	継続	総務班
8	秘書及び渉外に関すること	継続	総務班
9	職員の人事及び給与に関すること	継続	総務班
10	組織、職員定数に関すること	継続	総務班
11	職員の福利厚生及び健康管理に関すること	継続	総務班
12	職員の公務災害補償に関すること	継続	総務班
13	職員の研修に関すること	休止	総務班
14	職員団体に關すること	継続	総務班
15	事務改善に関すること	休止	総務班
16	行政改革に関すること	休止	総務班
17	情報公開に関すること	継続	総務班
18	庁中の秩序の保持に関すること	継続	総務班
19	庁舎の警備に関すること	継続	総務班
20	庁用車両の管理に関すること	継続	総務班
21	自治会との連携に関すること	継続	総務班
22	庁舎の諸施設の維持管理に関すること	継続	総務班
23	固定資産評価審査委員会に関すること	休止	総務班
24	旅券発給事務に関すること	継続	総務班
25	市町村合併に関すること	休止	総務班

第 2 章 業 務 継 続 計 画 の 特 に 重 要 な 6 要 素

課	総務課		
班	総務班、生活安全班		

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
26	地縁団体に関すること	継続	総務班
27	その他他課に属さない事項に関すること	継続	総務班
28	消防防災及び危険物に関すること	継続	生活安全班
29	消防団の組織及び団員に関すること	休止	生活安全班
30	消防用施設等の整備保全に関すること	休止	生活安全班
31	災害対策本部に関すること	継続	生活安全班
32	自衛官募集の協力に関すること	休止	生活安全班
33	交通安全の保持に関すること	休止	生活安全班
34	交通災害共済及び交通事故相談に関すること	休止	生活安全班
35	交通指導員に関すること	休止	生活安全班
36	交通安全推進団体に関すること	休止	生活安全班
37	安全で安心なまちづくりの推進に関すること	休止	生活安全班
38	その他交通安全、防犯及び危機管理に関すること	継続	生活安全班
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

②企画情報課

課	企画情報課
班	企画班、電算情報班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	町の総合的、基本的な施策の調査研究に関すること	休止	企画班
2	町政振興計画に関すること	休止	企画班
3	広域行政に関すること	継続	企画班
4	町政の広報及び公聴に関すること	継続	企画班
5	地域振興事業に関すること	継続	企画班
6	行政相談に関すること	休止	企画班
7	国県等への提案活動に関すること	休止	企画班
8	土地利用に関すること	休止	企画班
9	男女共同参画社会の構築に関すること	休止	企画班
10	国際交流、姉妹都市に関すること	休止	企画班
11	定住・移住に関すること	休止	企画班
12	その他企画に関すること	休止	企画班
13	電子計算組織の管理運営に関すること	継続	電算情報班
14	通信及び地域情報化に関すること	継続	電算情報班
15	情報セキュリティに関すること	継続	電算情報班
16	総合行政ネットワークシステムに関すること	継続	電算情報班
17	町のホームページに関すること	継続	電算情報班
18	その他電算情報に関すること	継続	電算情報班
19	指定統計に関すること	休止	電算情報班
20	諸統計の資料の収集整備に関すること	休止	電算情報班
21			
22			
23			
24			
25			

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

③税務財政課

課	税務財政課
班	住民税班、固定資産税班、財政管財班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	町民税、軽自動車税及び諸税（固定資産税を除く）の賦課徴収滞納処分に関する事	休止	住民税班
2	国税、県税に関する事	休止	住民税班
3	納税組合に関する事	休止	住民税班
4	町民税、軽自動車税及び諸税（固定資産税を除く）の諸証明に関する事	継続	住民税班
5	その他町税に関する事	休止	住民税班
6	固定資産税の賦課徴収に関する事	休止	固定資産税班
7	土地、家屋の評価に関する事	休止	固定資産税班
8	国有資産等の交付金に関する事	休止	固定資産税班
9	土地台帳、家屋台帳、字図に関する事	休止	固定資産税班
10	名寄帳に関する事	休止	固定資産税班
11	償却資産に関する事	休止	固定資産税班
12	特別土地保有税に関する事	休止	固定資産税班
13	固定資産の諸証明、閲覧に関する事	継続	固定資産税班
14	地籍図及び地理情報システムに関する事	継続	固定資産税班
15	その他固定資産税に関する事	休止	固定資産税班
16	町の予算執行に関する総合的な管理及び調整に関する事	継続	財政管財班
17	予算及び決算に関する事	継続	財政管財班
18	町債及び資金の借入れに関する事	継続	財政管財班
19	地方交付税に関する事	継続	財政管財班
20	普通財産の取得、管理及び処分に関する事	継続	財政管財班
21	財産台帳に関する事	継続	財政管財班
22	物品の購入、修繕、貸付けに関する事	休止	財政管財班
23	不用品の処分に関する事	休止	財政管財班
24	指名願に関する事	休止	財政管財班
25	入札を行う工事等の入札及び契約に関する事	休止	財政管財班

第 2 章 業 務 継 続 計 画 の 特 に 重 要 な 6 要 素

課	税務財政課
班	住民税班、固定資産税班、財政管財班

No	業務内容(通常業務)	継続 判断	注意点・メモ
26	指名競争入札業者選定委員会に関する事	休止	財政管財班
27	その他町の財産管理に関する事	継続	財政管財班
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

④住民福祉課

課	住民福祉課
班	戸籍班、社会福祉班、環境衛生班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	戸籍に関すること	継続	戸籍班
2	住民基本台帳に関すること	継続	戸籍班
3	印鑑登録及び証明に関すること	継続	戸籍班
4	人権擁護に関すること	継続	戸籍班
5	破産者名簿に関すること	継続	戸籍班
6	犯罪人名簿に関すること	継続	戸籍班
7	外国人の居住地届等に関すること	継続	戸籍班
8	人口動態調査に関すること	継続	戸籍班
9	埋火葬の許可に関すること	継続	戸籍班
10	公的個人認証サービスに関すること	継続	戸籍班
11	マイナンバーカードの発行に関すること	継続	戸籍班
12	生活保護に関すること	継続	社会福祉班
13	障害者福祉に関すること	継続	社会福祉班
14	民生委員及び児童委員に関すること	継続	社会福祉班
15	罹災者の救助及び保護に関すること	継続	社会福祉班
16	引揚者、戦傷者、戦没者、遺族及び軍人軍属に関すること	休止	社会福祉班
17	招魂場の維持管理に関すること	休止	社会福祉班
18	行旅病人及び行旅死亡人に関すること	継続	社会福祉班
19	出稼援護に関すること	休止	社会福祉班
20	障害者等福祉医療費に関すること	継続	社会福祉班
21	福祉施設に関すること	継続	社会福祉班
22	その他社会福祉に関すること	休止	社会福祉班
23	環境美化及び環境衛生に関すること	継続	環境衛生班
24	自然保護に関すること	休止	環境衛生班
25	公害の防止に関すること	休止	環境衛生班

第 2 章 業 務 継 続 計 画 の 特 に 重 要 な 6 要 素

課	住民福祉課		
班	戸籍班、社会福祉班、環境衛生班		

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
26	し尿処理及びじん芥処理に関すること	継続	環境衛生班
27	環境衛生振興会に関すること	休止	環境衛生班
28	動物の飼養又は収容に関すること	継続	環境衛生班
29	そ族昆虫の駆除に関すること	継続	環境衛生班
30	狂犬病予防に関すること	継続	環境衛生班
31	霊園墓地に関すること	休止	環境衛生班
32	墓地埋葬等に関すること	継続	環境衛生班
33	みどりの少年団に関すること	休止	環境衛生班
34	緑の募金に関すること	休止	環境衛生班
35	河川公園の管理に関すること	休止	環境衛生班
36	新エネルギーに関すること	休止	環境衛生班
37	その他環境衛生に関すること	休止	環境衛生班
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

⑤子ども・健康保険課

課	子ども・健康保険課
班	子育て支援班、健康増進班、国保年金班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	児童福祉に関すること	休止	子育て支援班
2	児童手当に関すること	継続	子育て支援班
3	児童扶養手当及び待機児童扶養手当に関すること	継続	子育て支援班
4	乳幼児福祉医療費に関すること	継続	子育て支援班
5	次世代育成支援に関すること	休止	子育て支援班
6	児童遊園に関すること	休止	子育て支援班
7	保育所及び保育所入所措置等に関すること	継続	子育て支援班
8	母子、父子、寡婦福祉に関すること	継続	子育て支援班
9	放課後児童クラブに関すること	継続	子育て支援班
10	その他子育て支援に関すること	休止	子育て支援班
11	老人保健事業に関すること	継続	健康増進班
12	母子保健事業に関すること	継続	健康増進班
13	感染症予防に関すること	継続	健康増進班
14	予防接種に関すること	休止	健康増進班
15	献血推進事業に関すること	休止	健康増進班
16	食生活改善事業に関すること	休止	健康増進班
17	救急医療業務に関すること	継続	健康増進班
18	原爆被爆者に関すること	休止	健康増進班
19	特定健康診査・特定保健指導の実施に関すること	休止	健康増進班
20	その他健康増進に関すること	休止	健康増進班
21	国民健康保険料の賦課徴収に関すること	継続	国保年金班
22	被保険者資格取得及び喪失に関すること	継続	国保年金班
23	保険給付に関すること	継続	国保年金班
24	保健事業に関すること	休止	国保年金班
25	国民健康保険運営協議会に関すること	休止	国保年金班

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

課	子ども・健康保険課
班	子育て支援班、健康増進班、国保年金班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
26	後期高齢者医療制度に関すること	継続	国保年金班
27	特定健康診査・特定保健指導に関すること	休止	国保年金班
28	国民年金に関すること	継続	国保年金班
29	その他国民健康保険及び国民年金に関すること	継続	国保年金班
30			
31			
32			
33			
34			
35			

第 2 章 業 務 継 続 計 画 の 特 に 重 要 な 6 要 素

⑥長寿支援課

課	長寿支援課
班	長寿介護班、地域包括支援センター

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	介護保険料の賦課徴収に関する事	継続	長寿介護班
2	被保険者の資格管理に関する事	継続	長寿介護班
3	受給者の資格管理に関する事	継続	長寿介護班
4	保険給付に関する事	継続	長寿介護班
5	保険事業に関する事	休止	長寿介護班
6	地域包括支援センターの庶務に関する事	休止	長寿介護班
7	高齢者福祉に関する事	継続	長寿介護班
8	その他介護保険に関する事	休止	長寿介護班
9	地域包括支援センターの業務に関する事	継続	地域包括支援センター
10	介護予防・日常生活支援総合事業に関する事	継続	地域包括支援センター
11	介護予防ケアマネジメントに関する事	継続	地域包括支援センター
12	総合相談支援に関する事	継続	地域包括支援センター
13	高齢者の権利擁護に関する事	継続	地域包括支援センター
14	包括的・継続的マネジメント支援に関する事	継続	地域包括支援センター
15	認知症施策に関する事	継続	地域包括支援センター
16	在宅医療・介護連携に関する事	継続	地域包括支援センター
17	生活支援体制整備事業に関する事	継続	地域包括支援センター
18	その他地域支援事業に関する事	継続	地域包括支援センター
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

⑦農林課

課	農林課
班	農政班、農地林務班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	農業施策に関すること	継続	農政班
2	主要食糧に関すること	継続	農政班
3	畜産に関すること	継続	農政班
4	果樹に関すること	継続	農政班
5	花きに関すること	継続	農政班
6	農林金融に関すること	継続	農政班
7	病害虫に関すること	継続	農政班
8	有害鳥獣・有益鳥獣に関すること	継続	農政班
9	内水面漁業に関すること	継続	農政班
10	農村環境改善センターの管理運営に関すること	継続	農政班
11	農業振興地域整備計画及び管理に関すること	休止	農政班
12	農業団体に関すること	継続	農政班
13	その他農業に関すること	継続	農政班
14	農林道の維持管理に関すること	継続	農地林務班
15	林業の振興及び指導育成に関すること	休止	農地林務班
16	農地等環境保全に関すること	継続	農地林務班
17	森林の保全に関すること	継続	農地林務班
18	町有林の維持管理に関すること	休止	農地林務班
19	その他農林事業に関すること	休止	農地林務班
20			
21			
22			
23			
24			
25			

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

⑧商工観光課

課	商工観光課
班	商工観光班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	商業及び工業の振興並びに指導育成に関すること	休止	商工観光班
2	鉱業及び鉱業権、鉱泉権に関すること	休止	商工観光班
3	陶芸の館の管理運営に関すること	継続	商工観光班
4	雇用、労務対策等労働行政に関すること	休止	商工観光班
5	働く婦人の家及び勤労福祉会館の管理運営に関すること	継続	商工観光班
6	観光公園施設の維持管理に関すること	休止	商工観光班
7	観光の振興及び観光資源の開発に関すること	休止	商工観光班
8	陶芸の里伝習館の管理運営に関すること	休止	商工観光班
9	消費者行政に関すること	休止	商工観光班
10	運輸、エネルギーに関すること	休止	商工観光班
11	電気商品販売業者からの報告の徴収及び立入検査に関すること	休止	商工観光班
12	中小企業振興資金に関すること	休止	商工観光班
13	バス路線対策に関すること	継続	商工観光班
14	温泉源の管理に関すること	継続	商工観光班
15	その他商工及び観光に関すること	休止	商工観光班
16	企業の誘致及び優遇措置に関すること	休止	商工観光班
17	誘致企業の振興に関すること	継続	商工観光班
18	波佐見テクノパークに関すること	継続	商工観光班
19	町営工業団地に関すること	継続	商工観光班
20			
21			
22			
23			
24			
25			

第 2 章 業 務 継 続 計 画 の 特 に 重 要 な 6 要 素

⑨建設課

課	建設課
班	建設管理班、土木事業班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	建設事業の管理的業務に関すること	休止	建設管理班
2	町営住宅の維持管理に関すること	継続	建設管理班
3	法定外公共物に関すること	休止	建設管理班
4	建築確認申請に関すること	休止	建設管理班
5	開発行為に関すること	休止	建設管理班
6	住宅その他建築の管理的業務に関すること	休止	建設管理班
7	道路に関すること	休止	土木事業班
8	河川に関すること	休止	土木事業班
9	住宅その他建築に関すること	休止	土木事業班
10	公共土木施設、公共施設の災害予防及び災害復旧に関すること	休止	土木事業班
11	町道の維持管理に関すること	休止	土木事業班
12	都市計画事業に関すること（公共下水道事業を除く）	休止	土木事業班
13	都市計画審議会に関すること	休止	土木事業班
14	都市公園施設の整備及び管理に関すること	休止	土木事業班
15	西ノ原土地区画整理事業に関すること	休止	土木事業班
16	街路事業に関すること	休止	土木事業班
17	農林業施設の災害予防及び災害復旧事業に関すること	休止	土木事業班
18	農林土木事業に関すること	休止	土木事業班
19	農林関係の地すべり防止に関すること	休止	土木事業班
20	その他建設事業、都市計画事業及び農林土木事業に関すること	休止	土木事業班
21			
22			
23			
24			
25			

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

⑩水道課

課	水道課
班	水道管理班、土木事業班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	業務の総合調整に関すること	休止	水道管理班
2	営業の企画に関すること	休止	水道管理班
3	予算、決算に関すること	休止	水道管理班
4	出納その他会計事務に関すること	休止	水道管理班
5	契約に関すること	休止	水道管理班
6	資産の管理に関すること	休止	水道管理班
7	広報宣伝に関すること	休止	水道管理班
8	文書の管理に関すること	休止	水道管理班
9	業務統計に関すること	休止	水道管理班
10	水道料金等の調定に関すること	休止	水道管理班
11	水道料金等の徴収に関すること	休止	水道管理班
12	その他水道業務に関すること	休止	水道管理班
13	下水道受益者負担金に関すること	休止	水道管理班
14	下水道使用料に関すること	休止	水道管理班
15	排水設備及び除害設備に関すること	休止	水道管理班
16	下水道事業の予算・決算に関すること	休止	水道管理班
17	浄化槽に関すること	休止	水道管理班
18	その他下水道の事務に関すること	休止	水道管理班
19	水道用水の供給に関すること	休止	水道班
20	水道施設の維持管理に関すること	休止	水道班
21	水道施設の設計及び工事施行に関すること	休止	水道班
22	給水装置に関すること	休止	水道班
23	量水器の点検に関すること	休止	水道班
24	貯蔵品の管理に関すること	休止	水道班
25	その他水道施設に関すること	休止	水道班

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

課	子ども・健康保険課
班	子育て支援班、健康増進班、国保年金班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
26	老人保健医療に関すること		国保年金班 ※事業廃止済
27	後期高齢者医療制度に関すること	継続	国保年金班
28	特定健康診査・特定保健指導に関すること	休止	国保年金班
29	国民年金に関すること	継続	国保年金班
30	その他国民健康保険及び国民年金に関すること	継続	国保年金班
31			
32			
33			
34			
35			
36			

⑪庁舎建設推進室

課	庁舎建設推進室
班	庁舎建設班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	新庁舎の建設に関すること	休止	
2			
3			
4			
5			
6			

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

⑫会計課

課	会計課
班	

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	町費及び国費・県費の出納決算に関すること	継続	
2	現金の出納に関すること	継続	
3	現金有価証券及び証票の管理・保管に関すること	継続	
4	物品の出納に関すること	休止	
5	基金並びに歳入歳出外現金及び預り金の出納・保管に関すること	継続	
6	会計管理者印の保管に関すること	継続	
7	その他会計事務に関すること	継続	
8			
9			
10			

⑬農業委員会

課	農業委員会
班	

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	農業委員会の会議に関すること	休止	
2	職員の任免及び服務に関すること	休止	
3	農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する事項を処理し、同条第2項及び第3項に掲げる事項に関する事務を行うことができる	休止	
4	農業者年金に関すること	休止	
5	その他委員会の円滑なる運営を図るための事務	休止	
6			
7			
8			
9			
10			

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

⑭議会事務局

課	議会事務局
班	

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	公印の保管に関すること	休止	庶務に関するもの
2	儀式に関すること	休止	庶務に関するもの
3	接遇に関すること	休止	庶務に関するもの
4	秘書用務に関すること	休止	庶務に関するもの
5	議員の人事及び身分の事務処置に関すること	休止	庶務に関するもの
6	議員の報酬及び諸給与に関すること	休止	庶務に関するもの
7	町村議会議員共済会及び年金並びに町村議会互助に関すること	休止	庶務に関するもの
8	議員の履歴の整備に関すること	休止	庶務に関するもの
9	職員の任命、服務及び身分に関すること	休止	庶務に関するもの
10	職員の出張及び時間外勤務に関すること	休止	庶務に関するもの
11	予算、決算に関すること	休止	庶務に関するもの
12	職員の福利厚生に関すること	休止	庶務に関するもの
13	諸法令の整備に関すること	休止	庶務に関するもの
14	条例、規則等の制定、改廃に関すること	休止	庶務に関するもの
15	議場及び議会関係会議室の管理に関すること	休止	庶務に関するもの
16	傍聴人の取締りに関すること	休止	庶務に関するもの
17	車及び電話の借上使用に関すること	休止	庶務に関するもの
18	文書の收受、発送及び保存に関すること	休止	庶務に関するもの
19	文書の起案及び浄書に関すること	休止	庶務に関するもの
20	議員及び職員の旅費の支給に関すること	休止	庶務に関するもの
21	出納に関すること	休止	庶務に関するもの
22	図書保管に関すること	休止	庶務に関するもの
23	議長会に関すること	休止	庶務に関するもの
24	その他議会の庶務に関すること	休止	庶務に関するもの
25	議会及び議会協議会の招集告知に関すること	休止	会議に関するもの

第 2 章 業 務 継 続 計 画 の 特 に 重 要 な 6 要 素

課	議会事務局		
班			

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
26	議案に関すること	休止	会議に関するもの
27	議事日誌及び諸般の報告に関すること	休止	会議に関するもの
28	職員提出の議案、建議案及び意見書の取扱いに関すること	休止	会議に関するもの
29	質問通告の処理に関すること	休止	会議に関するもの
30	議会において行う選挙に関する事項	休止	会議に関するもの
31	議決事項の処理に関すること	休止	会議に関するもの
32	会議録、記録等の作成に関すること	休止	会議に関するもの
33	請願、陳情等に関すること	休止	会議に関するもの
34	委員会及び公聴会招集に関すること	休止	会議に関するもの
35	委員会の経過報告に関すること	休止	会議に関するもの
36	会議の出欠に関すること	休止	会議に関するもの
37	議決事件の諸証明に関すること	休止	会議に関するもの
38	議会資料の調査、企画に関すること	休止	会議に関するもの
39	その他議事一般に関すること	休止	会議に関するもの
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

第 2 章 業務継続計画の特に重要な 6 要素

⑮教育委員会

課	教育委員会
班	教育総務班、社会教育班、文化財班

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
1	文書の收受、発送、編集及び保存に関すること	継続	教育総務班
2	教育委員会、学校その他教育機関の職員の進退、身分、服務、給与その他の人事に関すること	休止	教育総務班
3	学校その他教育機関の設置、管理、廃止に関すること	休止	教育総務班
4	教育委員会の会議及び委員に関すること	休止	教育総務班
5	教育予算の総括に関すること	休止	教育総務班
6	教育予算（社会教育関係を除く）の経理に関すること	継続	教育総務班
7	教育財産の管理に関すること	休止	教育総務班
8	教育施設、設備の整備に関すること	休止	教育総務班
9	学校安全会に関すること	休止	教育総務班
10	公立学校共済組合に関すること	休止	教育総務班
11	教育補助事業に関すること	休止	教育総務班
12	奨学資金に関すること	休止	教育総務班
13	各種統計、調査、広報に関すること	休止	教育総務班
14	公印に関すること	継続	教育総務班
15	教育関係者の表彰、叙位叙勲に関すること	休止	教育総務班
16	学齢児童生徒の入学、就学、転学、退学に関すること	継続	教育総務班
17	学校の組織、編制、教育課程、学習指導及び職業指導に関すること	休止	教育総務班
18	児童、生徒、職員の保健衛生に関すること	休止	教育総務班
19	教科書及び補助教材の取扱いに関すること	休止	教育総務班
20	学校行事の認可に関すること	休止	教育総務班
21	教育職員免許状に関すること	休止	教育総務班
22	幼稚園に関すること	休止	教育総務班
23	その他学校教育及び他の班に属さない事項に関すること	休止	教育総務班
24	社会教育委員に関すること	休止	社会教育班
25	スポーツ推進委員に関すること	休止	社会教育班

第 2 章 業 務 継 続 計 画 の 特 に 重 要 な 6 要 素

課	教育委員会		
班	教育総務班、社会教育班、文化財班		

No	業務内容(通常業務)	継続判断	注意点・メモ
26	文化会館運営委員に関すること	休止	社会教育班
27	成人教育に関すること	休止	社会教育班
28	家庭教育に関すること	休止	社会教育班
29	青少年教育に関すること	休止	社会教育班
30	社会体育及び生涯スポーツの振興に関すること	休止	社会教育班
31	社会教育及び社会体育関係団体の育成並びに連絡調整に関すること	休止	社会教育班
32	文化会館の管理運営に関すること	継続	社会教育班
33	社会体育施設の維持、管理運営に関すること	継続	社会教育班
34	芸術文化に関すること	休止	社会教育班
35	自治公民館活動に関すること	休止	社会教育班
36	図書の管理運営に関すること	休止	社会教育班
37	社会教育及び社会体育関係予算の経理に関すること	継続	社会教育班
38	その他社会教育・社会体育・生涯学習一般に関すること	休止	社会教育班
39	文化行政への支援、助言指導に関すること	休止	文化財班
40	文化財の保存整備事業等に関すること	休止	文化財班
41	文化財保護審議委員に関すること	休止	文化財班
42	文化財の調査、発掘、整理、保存に関すること	休止	文化財班
43	文化財の指定、研究に関すること	休止	文化財班
44	町史編さん等に関すること	休止	文化財班
45	その他文化財保護一般に関すること	休止	文化財班
46			
47			
48			
49			
50			

第 3 章 業務継続力向上に向けた中・長期的な取り組み

第 1 節 教育・訓練等

1. 職員の意識の向上

(1) 意識の高揚

総務課及び関係各課は、災害応急対策を円滑に展開するため、業務継続計画及び必要なマニュアル等を作成し、作成した業務継続計画等を全職員に配布するとともに、業務継続計画の重要性について周知徹底を図り職員の意識高揚を図る。

(2) 研修

全課は、災害時の業務継続計画に関する職員研修会等に参加し、町の業務継続計画の周知徹底を図り、職員の意識向上に努める。

また、外部機関の研修にも積極的に職員を参加させる。

(3) 訓練

総務課及び関係各課は、マニュアルに沿った教育・訓練計画を毎年策定し実施する。また、防災訓練等に町の業務継続計画の視点も取り入れ、実施するよう努める。

人事異動があった場合には、全課で異動職員に対し、発災時に非常時優先業務を遂行するため、どのような行動をとるべきか研修などを行い、事業継続力の維持を図る。

(4) 応援

他市町村において大規模な災害が発生した場合には、積極的に職員を派遣し、経験を通して知見やノウハウの蓄積を図る。

2. 教育・訓練等

表 3-1 業務継続に関する訓練（例）

訓練形式	業務継続に資する観点
【実動訓練】	
職員の安否確認訓練及び参集訓練	・安否確認や参集に係る課題を把握するため、開催する曜日・時間帯を様々な条件で実施する。 ・抜き打ちで実施する。 ・緊急連絡(安否確認)で災害伝言ダイヤル 171 や web171 を利用する(毎月 1 日、15 日や防災週間等に体験が可能)。 ・近隣の職員の徒歩登庁及び代替場所への参集訓練を実施する。 ・徒歩帰宅訓練を実施する。 ※所属先と異なる代替場所への参集等の場合においても、具体的な災害対応を把握できるように、代替場所における非常時優先業務等の実施訓練につなげて実施することを検討する。
災害対策本部の設置・運営等訓練	・本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで本部設置・運営を行う。 ・第一順位に指定された指揮命令権者が参集できない状況を想定し、代行者が指揮を執る。 ・代替庁舎において対策本部を設置する。
庁舎の安全確認訓練	・専門知識を有する職員が不在の状況を想定する。
代替庁舎への移転訓練	・非常時に予想される手段で代替庁舎へ移転する。 ・代替庁舎の稼働開始に関わる手順を確認する。
非常用発電機の稼働訓練、通信・情報システムのバックアップ切替訓練	・代行者が対応する。 ・単純な稼働訓練に止まらず、外部関係者(設備メーカー、システムベンダ等)と実際に連絡が必要となる状況を取り入れる。
【図上訓練】	
幹部職員層向け災害対応訓練非常時優先業務等の実施訓練	・参集評価に基づく参集状況を想定した要員で対応する。 ・代行者が対応する。 ・防災関係機関の被災や連絡の途絶を想定する。 ・本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで対応する。 ・拠点や設備等に関して、代替手段を利用する。 ・目標時間に対応できるか等を検証する。 ※所属先と異なる代替場所への参集等の場合でも、参集職員が非常時優先業務に柔軟に対応することができるよう、幹部職員の指揮の下で、目標や役割分担を共有するチームビルディングを行うことも検討する。

訓練形式	業務継続に資する観点
防災関係機関との連絡訓練	・ 通常利用しない手段(災害時優先電話や衛星携帯電話等)を利用して連絡する。 ・ 防災関係機関の代替拠点に連絡する。 ・ 共通した被害想定、タイムラインを基に行う。
広報の訓練(広報内容、表現、発表の仕方等)	・ 代行者が広報対応を行う。 ・ 代替拠点での広報対応を想定する。

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 令和 5 年 5 月 内閣府(防災担当)」を加筆

表 3-2 教育・訓練に係る実施計画（例）

教育・訓練等の種類	内容	対象	頻度(時期)
避難消防訓練	避難訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（初期消火、通報）を実施する。できるだけ消防署の指導を受ける。	全職員	毎年 1 回 (防災会議前後)
参集訓練	防災訓練を実施する日の朝に、徒歩等による参集訓練を実施。避難消防訓練の際に併せて実施する。	全職員	毎年 1 回 (防災会議前後)
安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、各職員は安否情報を連絡し、人事課が集約・報告する。避難消防訓練の際に併せて実施する。	全職員	毎年 1 回 (防災会議前後)
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先を確認する。	通信担当者・連絡先確認者	毎年 4 回程度
非常用発電機の立上げ訓練	非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認する。	管財担当者	毎月 1 回程度
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムを確認する。	データ・システム管理者	毎年 2 回程度
資源の確認	業務継続計画発動時に使用する資機材・食料等の状況を確認する。	資源管理の担当者	毎年 2 回程度
全職員を対象とした説明・確認	業務継続計画の説明、各部署の非常時優先業務や職務代行等に係る確認を行う。	全職員	毎年 1 回 (異動直後)
幹部職員層を対象とした研修	業務継続計画発動時に実施すべきことの習熟を図る。	管理職員	毎年 1 回 (異動直後)
代替庁舎の利用に関する訓練	代替庁舎への移転・利用訓練を実施する。	非常時優先業務実施職員	毎年 1 回程度
他組織との連携訓練	他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練を実施する。代替施設での他組織との通信の確認も含む。	他組織と連携する業務に係る職員	毎年 1 回程度
他の地方公共団体が被災した場合の応援要員の派遣	他の地方公共団体が被災した場合の応援要員の派遣について検討する（実際の経験を通して対応の考え方や方法を学ぶ）。	受入先との調整に基づき適任者を派遣	適宜

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 令和 5 年 5 月 内閣府(防災担当)」を加筆

3. 職員が習熟すべき事項

職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、訓練等により、次の事項の習熟に努める。

- (1) 各関係機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- (2) 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務（業務継続計画含む）
- (3) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- (4) 関係法令の運用
- (5) 災害発生原因についての知識
- (6) 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点 など

職員は、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る職員防災対策マニュアル及び業務継続計画を整備し、災害時の各自の業務を習熟する。

第 2 節 業務継続計画の継続的な改善

業務継続体制の検討は、一定の予測の基に検討するものであり、完全な対応ができるとは限らない。総務課及び関係各課は、発災時に実際に機能する計画とするため、業務継続マネジメント（Business Continuity Management：BCM）を推進し、連絡先などデータの時点修正、研修や訓練等の事後評価から常にマニュアル及び業務継続計画等の点検・是正を行う。

国や県において新たに方針・対策等が示された場合や、庁内において組織改編等が行われた場合は、上位計画となる地域防災計画の修正を行うとともに、業務継続計画をはじめとする防災対策関連マニュアル等の見直しを適宜行うものとする。

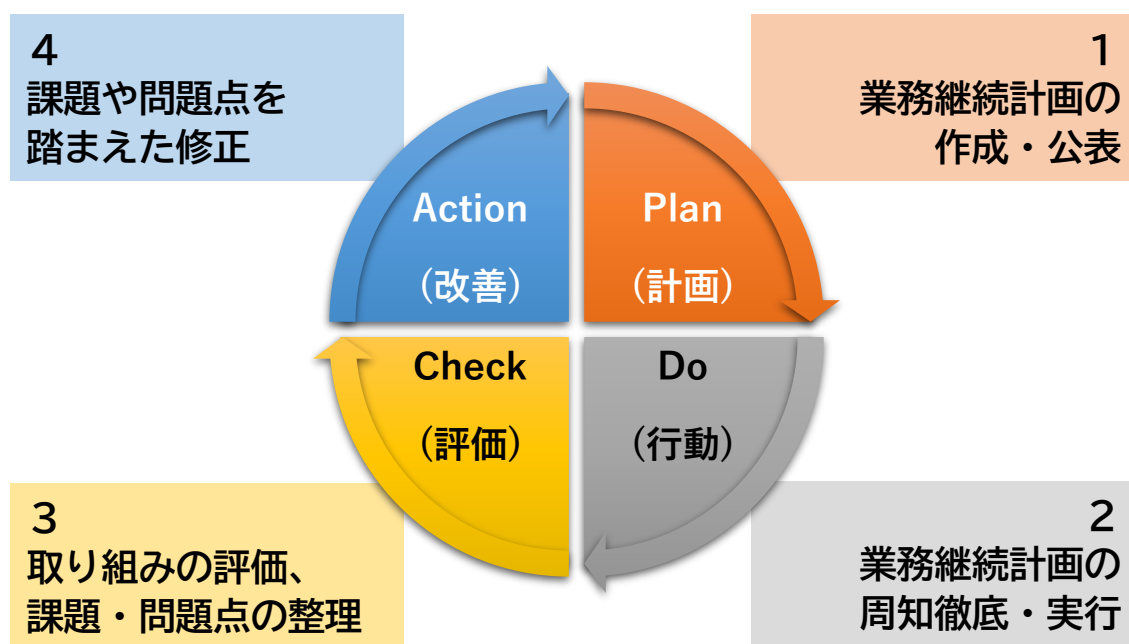


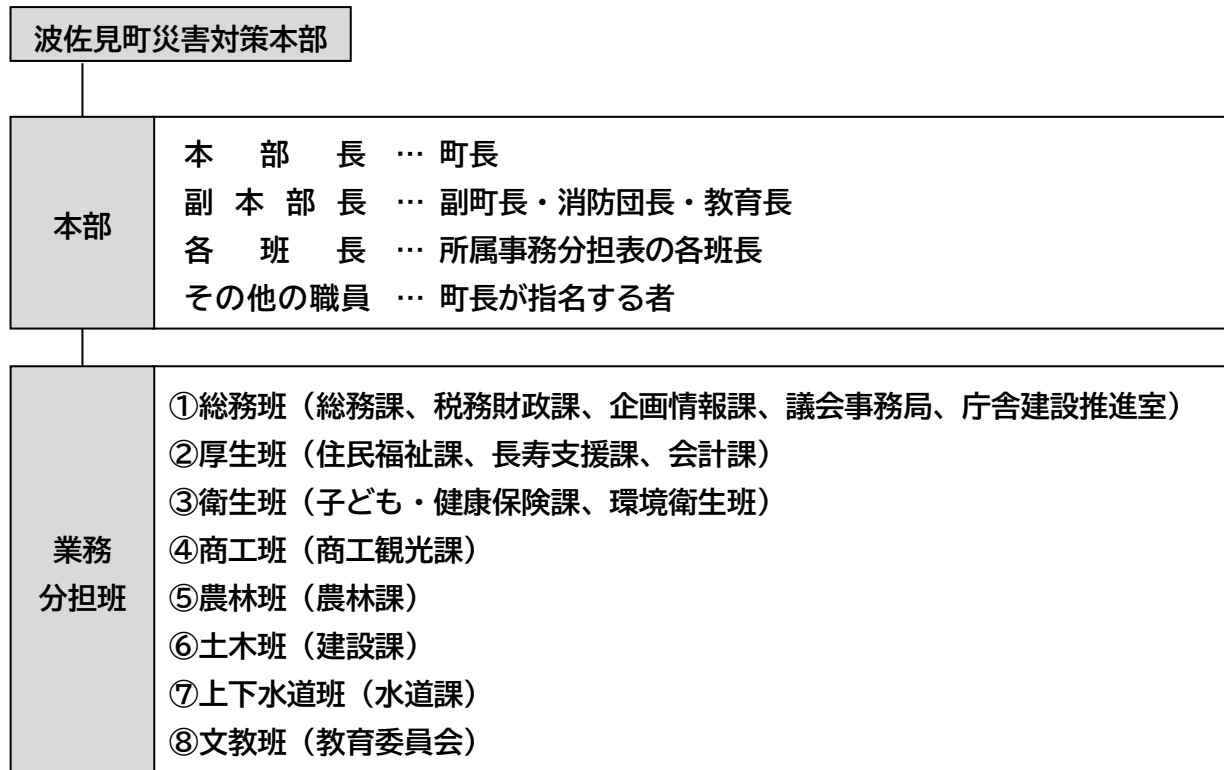
図 3 - 1 業務継続マネジメントのイメージ

資料編

	頁
波佐見町災害対策本部	58
1. 波佐見町災害対策本部組織図	58
2. 波佐見町災害対策本部事務分掌	59
被害の想定	62
1. 地震	62
(1) 県による地震の想定	62
2. 洪水・土砂災害	69
(1) 風水害の履歴	69
(2) 洪水浸水想定区域（想定最大規模）	70
(3) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	70
3. ため池災害	75

波佐見町災害対策本部

1. 波佐見町災害対策本部組織図



2. 波佐見町災害対策本部事務分掌

※波佐見町地域防災計画より

町組織に基づく 機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌	
総務課 税務財政課 企画情報課 議会事務局 庁舎建設推進室	①総務班 正：総務課長 副：税務財政課長 副：企画情報課長 副：議会事務局長 副：庁舎建設推進室長	1	本部長の命令伝達に関する事
		2	災害対策本部等に関する事
		3	職員の動員及び配置に関する事
		4	職員の被害状況調査及び健康管理に関する事
		5	災害応急及び復興対策の総合調整に関する事
		6	県及び関係機関との連絡調整に関する事
		7	自衛隊との連絡調整に関する事
		8	受援及び応援に関する事
		9	通信設備に関する事
		10	所有財産の被害状況の把握及びその対策に関する事
		11	気象情報の授受に関する事
		12	避難情報等の発令及び伝達に関する事
		13	避難所の開設及び運営に関する事
		14	災害対策に関する予算措置に関する事
		15	災害措置に要する諸経費の経理に関する事
		16	被災証明・罹災証明に関する事
		17	消防団との連絡調整に関する事
		18	被災者、家屋等の被害状況の調査に関する事
		19	報道に関する事
		20	町税等の減免に関する事
住民福祉課(戸籍班・社会福祉班) 長寿支援課 会計課	②厚生班 正：住民福祉課長 副：長寿支援課長 副：会計課長	1	災害応急物資及び救援物資の受入れ及び配給に関する事
		2	避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関する事
		3	要配慮者利用施設及び要配慮者の被災状況の把握に関する事
		4	要配慮者の生活支援に関する事
		5	義援金品の受付、配分等に関する事
		6	食糧の供給及び炊き出しに関する事
		7	ボランティアの受入れ及び調整に関する事
		8	住民相談に関する事
		9	被災者の金融支援に関する事
		10	(福祉)避難所の設置及び運営に関する事
		11	町税等の減免に関する事

※波佐見町地域防災計画より

町組織に基づく 機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌	
子ども・健康保険課 住民福祉課(環境衛生班)	③衛生班 正：子ども・健康保険課長 副：環境衛生班係長 副：健康増進班係長	1	被災地の衛生状態の調査に関すること
		2	災害時の防疫及びごみ等の救急処理に関すること
		3	し尿の緊急処理に関すること
		4	応急医療及び助産に関すること
		5	医療品等の調達及び配分、輸送に関すること
		6	保健所・医療機関との連絡調整に関すること
		7	汚染検査等緊急被ばく・除染医療活動の支援に関すること
		8	環境試料の採取等及び放射線モニタリング活動の支援に関すること
		9	保育園児の避難に関すること
		10	町税等の減免に関すること
商工観光課	④商工班 正：商工観光課長 副：商工観光班係長	1	商工鉱業施設の災害状況の収集及び応急対策に関すること
		2	運輸施設の災害状況の収集及び応急対策に関すること
		3	中小企業の災害復旧資金の融資に関すること
		4	必需物資等の確保及び斡旋に関すること
農林課 農業委員会	⑤農林班 正：農林課長 副：農政班係長 副：農業総務班係長	1	農作物の災害対策に関すること
		2	農作物の災害に伴う病害中の予防及び駆除に関すること
		3	応急食糧の確保及び調達に関すること
		4	家畜、家きんの災害対策に関すること
		5	農作物の出荷制限に関すること
建設課	⑥土木班 正：建設課長 副：建設管理班係長 副：土木事業班係長	1	道路、橋梁及び河川の災害対策に関すること
		2	土石流災害の対策に関すること
		3	応急仮設住宅の建設に関すること
		4	住宅金融に関すること
		5	水防に関すること
		6	災害時における道路及び橋梁の使用に関すること
		7	河川の水位の通報、監視、警戒に関すること
		8	農地及び農業用施設の災害対策に関すること
		9	森林及び林道の災害対策に関すること
		10	地すべり対策に関すること
		11	避難時における避難路の確保に関すること

※波佐見町地域防災計画より

町組織に基づく 機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌	
水道課	⑦上下水道班 正：水道課長 副：水道管理班係長 副：水道班係長	1	上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
		2	非常用飲料水の給水に関すること
		3	下水道施設の排水に関すること
教育委員会	⑧文教班 正：教育次長 副：教育総務班係長 副：社会教育班係長 副：文化財班係長	1	教育施設等の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		2	児童・生徒の避難誘導に関すること
		3	罹災児童・生徒に対する教科書及び学用品等の支給に関すること
		4	応急教育に関すること
		5	児童・生徒の保健及び学校給食に関すること
		6	学校の避難所開設の協力に関すること
		7	社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
		8	文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること
		9	総合文化会館等の避難所開設の協力に関すること
		10	炊き出しその他による食品の給与に関すること

被害の想定

1. 地震

(1) 県による地震の想定

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機として、関連法令・基準改正等の地震対策の見直しが全国的に進められる中、長崎県においても、「長崎県地震等災害対策専門家会議」を設置し（平成7年6月12日）、被害地震発生確率の高い地域とその最大規模、震度、被災範囲、津波の影響等について検討するとともに、その結果を踏まえ、「地震等防災アセスメント事業」（平成8～9年度実施）及び同事業調査委員会の検討により、具体的な震度予測及び被害予測結果が取りまとめられた。（長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、平成10年3月）

その後も、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖を震源とする地震（平成17年3月）など、それまで想定されていなかった地域で相次いで被害地震が発生し、福岡県西方沖を震源とする地震では、県内において人的、物的被害が生じたことから、全国どこにおいても地震は発生するという認識により、地震等防災対策の更なる見直しが急務となった。

平成14～16年度には「雲仙活断層群調査」が実施され、この調査結果をもとに、震度予測及び被害予測の見直しが行われた（長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、平成18年3月）。

① 県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層

平成10年度から文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業により全国の主要な98活断層の調査が実施され、長崎県においても同事業により平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されている。

同調査では、陸域及び海底において確認される雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分しており、海底においては橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認している。

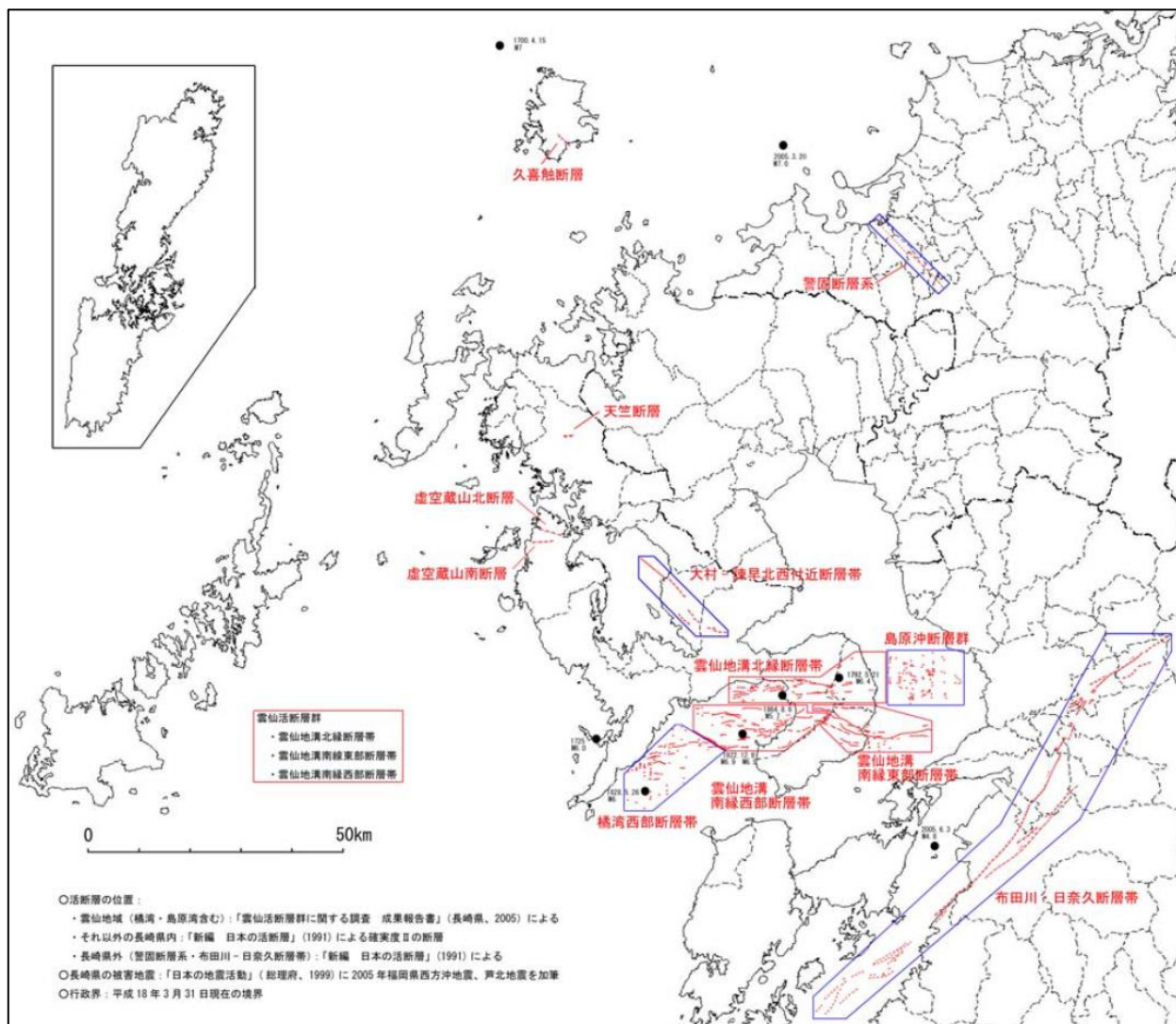
「新編日本の活断層」（1991 活断層研究会編）によれば、このほか県内に活断層であることが推定されるものとして、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部、壱岐南部に存在することが指摘されている。

県では、隣接県の活断層を含め、県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層を、以下のとおり想定している。

■県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層

	断層(群)名		地震規模(M)	断層の長さ
県内	雲仙活断層群	雲仙地溝北縁断層帯	7.3	31 k m
		雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21 k m
		雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28 k m
		(南縁東部、南縁西部断層帯が連動した場合)	7.7	49 k m
	島原沖断層群		6.8	14 k m
	橘湾西部断層帯		6.9	18 k m
	大村－諫早北西付近断層帯		7.1	22 k m
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）		8.0	74 k m
	警固断層系（福岡県）		7.2	26 k m

■震源となる活断層の位置



資料:長崎県地震等防災アセスメント調査報告書(平成18年3月)

② 県内に被害を及ぼす地震動の想定

県内全域を 250mメッシュで区分し、想定した 9 ケースの活断層別にメッシュごとの震度が予測されている。県内地区別の震度予測は、以下のとおりである。

県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁の東部・西部両断層帯が連動する場合で、この場合、島原半島や諫早・大村地区で震度 5 強～震度 6 強、一部、地盤が軟弱な場所では震度 7 となることが予測されている。なお、本町における予測震度は震度 4 であり、揺れや液状化による建物被害、人的被害は特に発生しないものと予測されている。

また、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、県内全域で M6.9 (震源断層上端の深さ 3 k m) の地震を想定しており、その場合、県内全域で、震度 6 弱～6 強が予測されている。

さらに、震源を各市町の中心部においた場合の震度分布として、佐世保市直下の震源を想定した場合は、本町において震度 6 弱～6 強が予測されている。

■県内地区別の震度予測（県内の活断層による地震）

地区内の市町については、平成 18 年 3 月 31 日現在

地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県内）による震度予測						
		雲仙地溝 北縁断層帯	雲仙地溝 南縁東部 断層帯	雲仙地溝 南縁西部 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と 西部断層帯の 連動	島原沖 断層群	橘湾西部 断層帯	大村～諫早北 西付近 断層帯
		地震規模 M7.3	地震規模 M7.0	地震規模 M7.2	地震規模 M7.7	地震規模 M6.8	地震規模 M6.9	地震規模 M7.1
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度 4～6 弱	震度 3～5 弱	震度 4～6 強	震度 4～6 強	震度 3～4	震度 4～6 弱	震度 4～6 弱
西彼半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度 4～5 弱	震度 3～4	震度 4～5 弱	震度 4～5 弱	震度 3～4	震度 4～5 弱	震度 4～5 強
諫早・大村	諫早市、大村市	震度 5 弱～6 強	震度 4～5 強	震度 5 弱～6 強	震度 5 強～6 強	震度 4～5 弱	震度 4～5 強	震度 5 強～6 強
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度 5 強～6 強	震度 5 弱～6 強	震度 5 強～6 強	震度 5 強～6 強	震度 4～6 弱	震度 4～5 強	震度 4～6 弱
佐世保・北松・東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、 江迎町、鹿町町、佐々町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度 4～5 強	震度 3～4	震度 4～5 強	震度 4～5 強	震度 3～4	震度 3～5 弱	震度 4～6 強
平戸・松浦	平戸市、松浦市	震度 3～4	震度 3～4	震度 3～4	震度 3～4	震度 3～4	震度 3～4	震度 4～5 弱
下五島	五島市	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 3～4
上五島	新上五島町、佐世保市（宇久町）、 小値賀町、西海市（江ノ島、平島）	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 3～4
壱岐	壱岐市	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3～4
対馬	対馬市	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所の一部震度 7 となることが予測される。

資料：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書(平成 18 年 3 月)

■県内地区別の震度予測（県外の活断層による地震、県内全域で M6.9 を想定した地震）

地区内の市町については、平成 18 年 3 月 31 日現在

地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の 想定活断層（県外）による震度予測		県内全域で M6.9 の震源を 想定した場合の震度予測
		布田川・日奈久断層帯 （熊本県）	警固断層系 （福岡県）	
		地震規模 M8.0	地震規模 M7.2	
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度 4～5 弱	震度 3～4	震度 6 弱～6 強
西彼半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度 3～4	震度 3～4	震度 6 弱～6 強
諫早・大村	諫早市、大村市	震度 4～5 弱	震度 3～4	震度 6 弱～6 強
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度 5 弱～5 強	震度 3～4	震度 6 弱～6 強
佐世保・北松・東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、 江迎町、鹿町町、佐々町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度 3～4	震度 4	震度 6 弱～6 強
平戸・松浦	平戸市、松浦市	震度 3～4	震度 3～5 弱	震度 6 弱～6 強
下五島	五島市	震度 3～4	震度 3 以下	震度 6 弱～6 強
上五島	新上五島町、佐世保市（宇久町）、 小値賀町、西海市（江ノ島、平島）	震度 3～4	震度 3～4	震度 6 弱～6 強
壱岐	壱岐市	震度 3～4	震度 4～5 弱	震度 6 弱～6 強
対馬	対馬市	震度 3 以下	震度 3～4	震度 6 弱～6 強

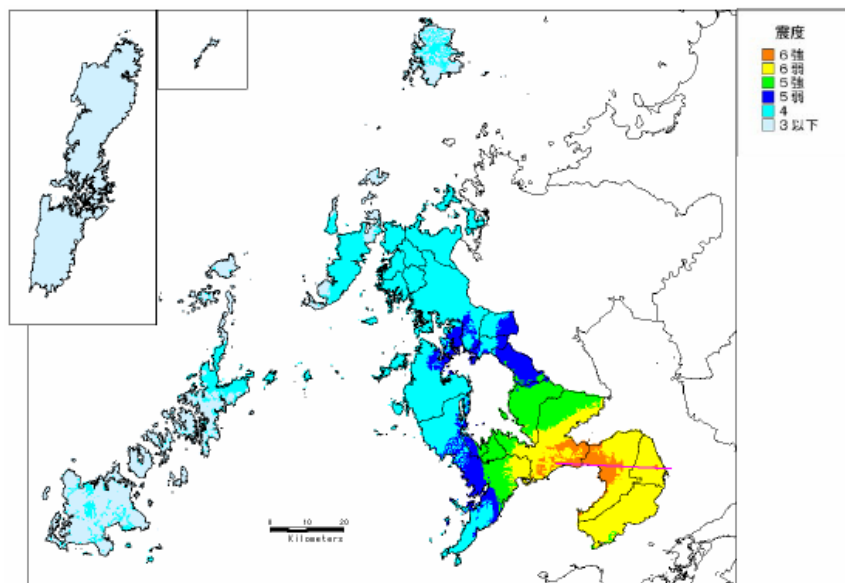
資料：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書(平成 18 年 3 月)

■本町の震度予測

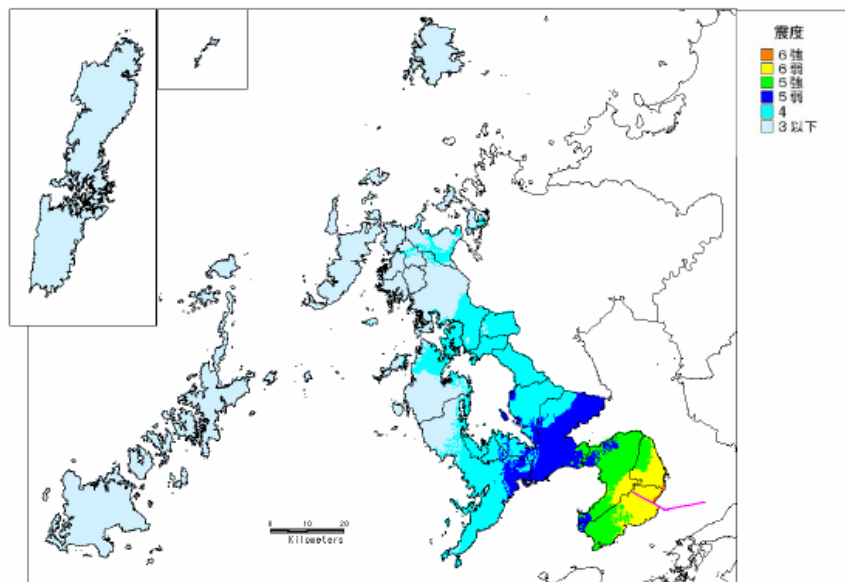
雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁 (東部・西部断層帯の連動)	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村－諫早 北西付近断層帯	県内全域で M6.9の地震を 想定した場合	佐世保市直下 の震源を想定 した場合
震度4	震度4	震度3	震度3～ 4	震度4	震度6弱～ 6強	震度6弱～ 6強

資料：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書(平成18年3月)

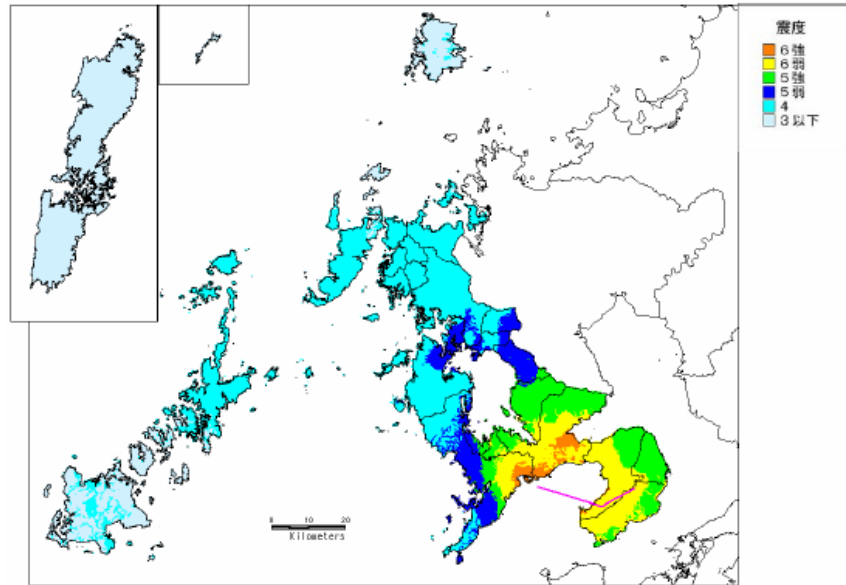
■地表における推計震度分布①(震源：雲仙地溝北縁断層帯)



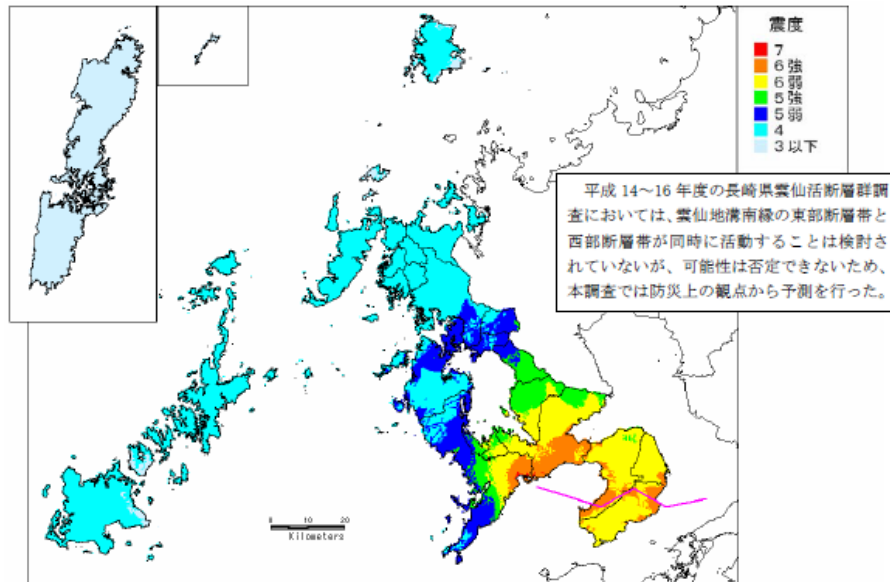
■地表における推計震度分布②(震源：雲仙地溝南縁東部断層帯)



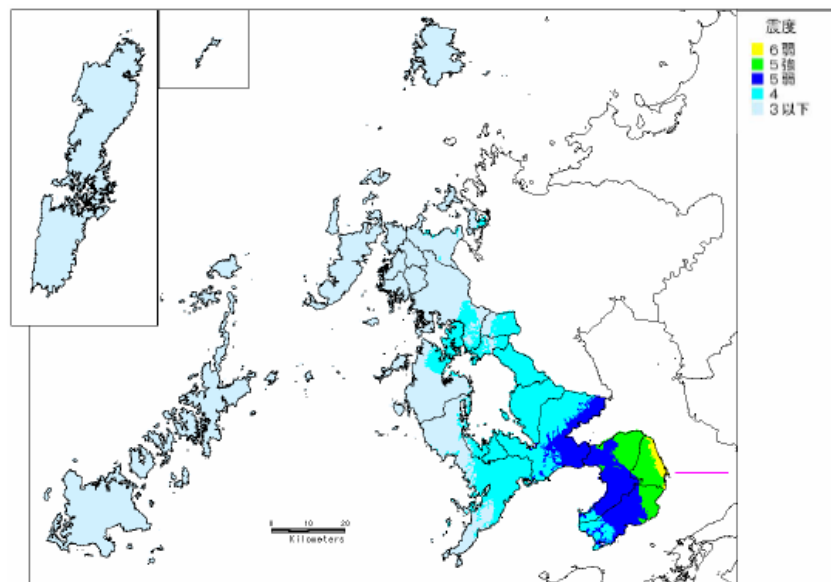
■地表における推計震度分布③（震源：雲仙地溝南縁西部断層帯）



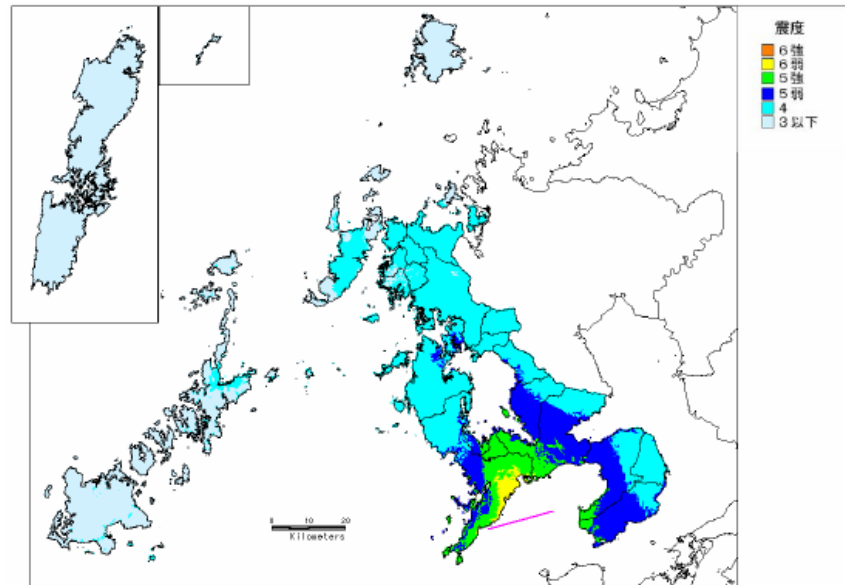
■地表における推計震度分布④（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）



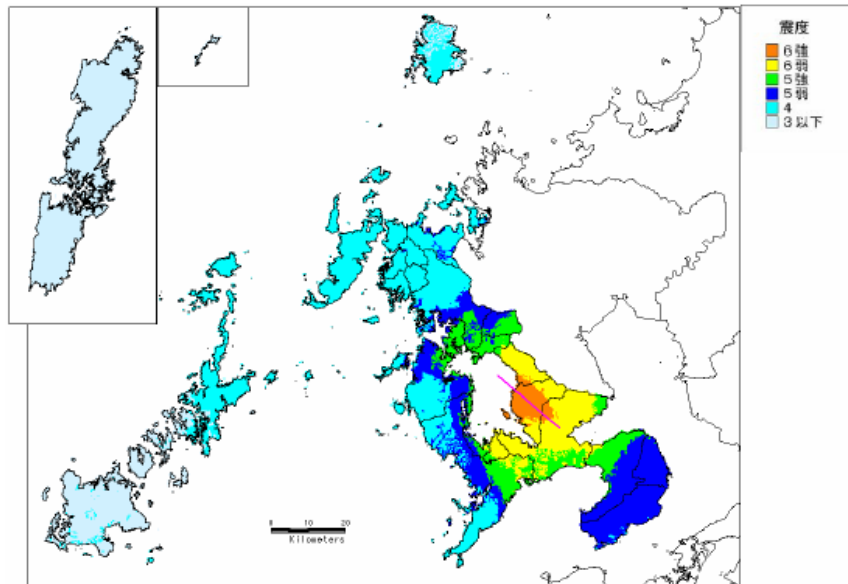
■地表における推計震度分布⑤（震源：島原沖断層群）



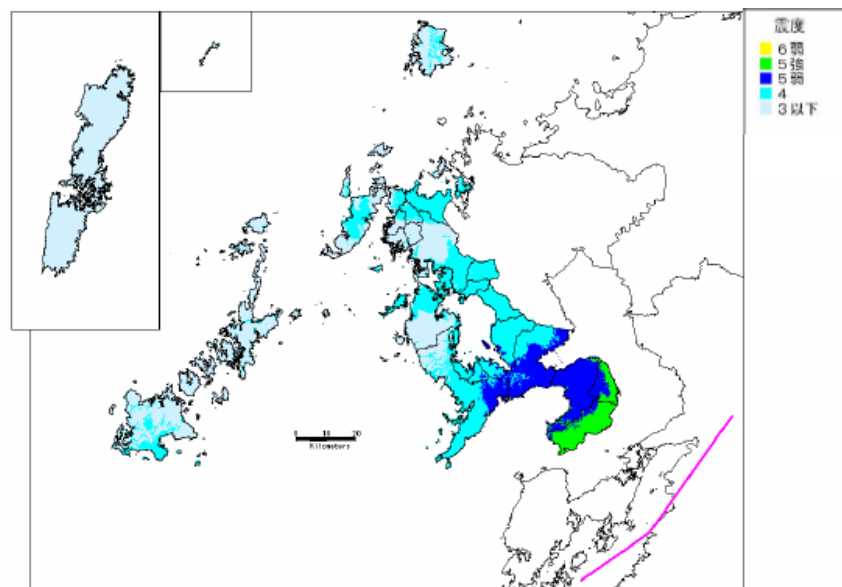
■地表における推計震度分布⑥（震源：橘湾西部断層帯）



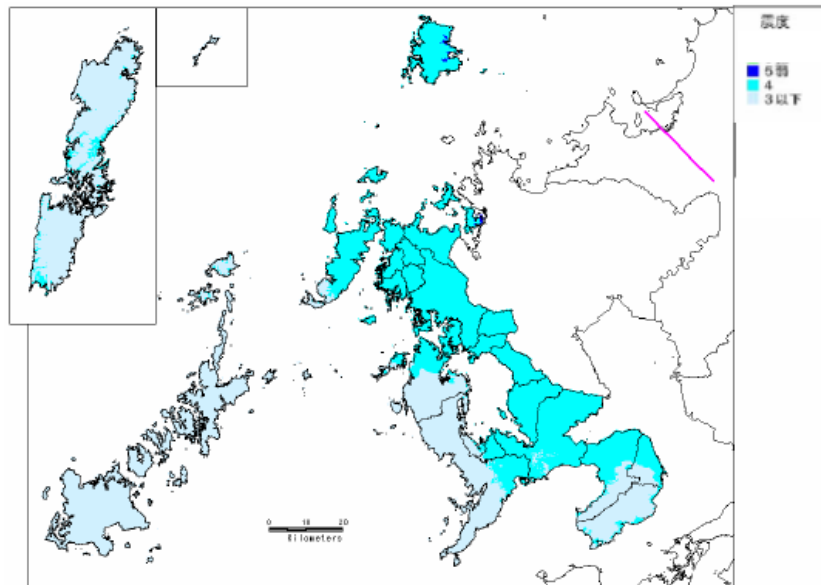
■地表における推計震度分布⑦（震源：大村－諫早北西付近断層帯）



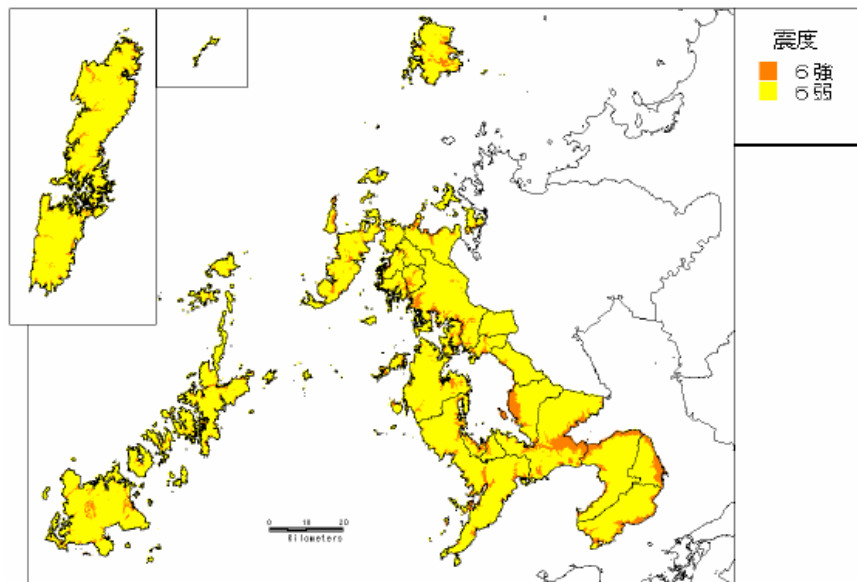
■地表における推計震度分布⑧（震源：布田川・日奈久断層帯）



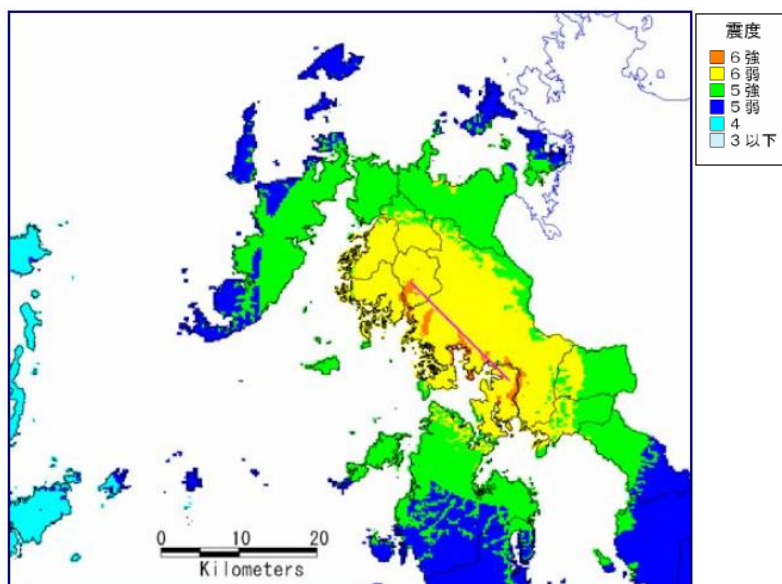
■地表における推計震度分布⑨（震源：警固断層系）



■震度分布⑩（県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定）



■震度分布⑪（佐世保市直下でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定）



2. 洪水・土砂災害

(1) 風水害の履歴

本町は前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過する時や、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込む時大雨となることが多く、洪水、浸水害、土砂災害等の被害が発生することがある。また、台風の常襲地域であり、接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受け、台風周辺には活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらし、洪水、浸水害、土砂災害等の被害が発生することがある。また、今後これまで以上の猛烈な台風の出現頻度が高くなることが予想される。

過去には以下のような風水害による被害が発生している。

■本町における過去の主な水害（被害総額 5,000 万円以上）

西暦(和暦)	種類	被害の概要
1952 年 (昭和 27 年)	豪雨	中尾郷月の谷山が数日来の降雨のため地盤がゆるみ高さ 100m 幅 70m の土砂が土石流となって流出した住家全壊 10 棟、半壊 2 棟、死者 18 名、傷者 9 名
1962 年 (昭和 37 年)	集中豪雨	被害総額 1 億円
1967 年 (昭和 42 年)	集中豪雨	被害総額 5 億円 住家一部破損 16 戸、床上浸水 60 戸、床下浸水 625 戸
1967 年 (昭和 42 年)	大干ばつ	被害総額 2 億 3,000 万円
1968 年 (昭和 43 年)	豪雪	被害総額 3 億 5,000 万円
1978 年 (昭和 53 年)	台風 18 号	被害総額 1 億 3,000 万円
1979 年 (昭和 54 年)	集中豪雨	被害総額 1 億 3,000 万円 床下浸水 50 戸、農林災害 96,700 万円 公共土木災害 28,150 万円
1980 年 (昭和 55 年)	集中豪雨	被害総額 3 億 3,300 万円 住家一部損壊 4 戸、床上浸水 25 戸、床下浸水 170 戸
1982 年 (昭和 57 年)	集中豪雨	被害総額 1 億 700 万円 農地 3.86ha、農業用施設 31 箇所、林業 5 箇所
1984 年 (昭和 59 年)	台風 10 号	被害総額 1 億 5,300 万円
1987 年 (昭和 62 年)	台風 12 号	被害総額 2 億 9,000 万円 住家一部損壊 2,050 戸
1990 年 (平成 2 年)	集中豪雨	被害総額 56 億 3,000 万円 住家全壊 3 戸、半壊 1 戸、一部損壊 26 戸、床上浸水 65 戸、床下浸水 225 戸
1991 年 (平成 3 年)	梅雨前線集中豪雨	被害総額 1 億 1,030 万円
1991 年 (平成 3 年)	台風 9 号	被害総額 2 億 8,530 万円 住家一部損壊 230 戸

西暦(和暦)	種類	被害の概要
1991 年 (平成 3 年)	台風 17 号	被害総額 2 億 250 万円 床下浸水 22 戸
1993 年 (平成 5 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 1 億 1,570 万円
1995 年 (平成 7 年)	梅雨前線	被害総額 2 億 3,359 万円
1997 年 (平成 9 年)	台風 8 号及び豪雨	被害総額 1 億 2,394 万円
1999 年 (平成 11 年)	梅雨前線豪雨	被害総額 8,404 万円
2000 年 (平成 12 年)	豪雨	被害総額 5,165 万円
2003 年 (平成 15 年)	台風 6 号及び豪雨	被害総額 6,218 万円
2016 年 (平成 28 年)	梅雨前線豪雨及び 豪雨、台風 16 号	被害総額 9,263 万円
2018 年 (平成 30 年)	梅雨前線豪雨及び 台風 7 号	被害総額 6,454 万円
2021 年 (令和 3 年)	豪雨及び秋雨前線	被害総額 8 億 3,059 万円

(2) 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

■洪水浸水想定区域 (想定最大規模) の対象河川と降雨条件

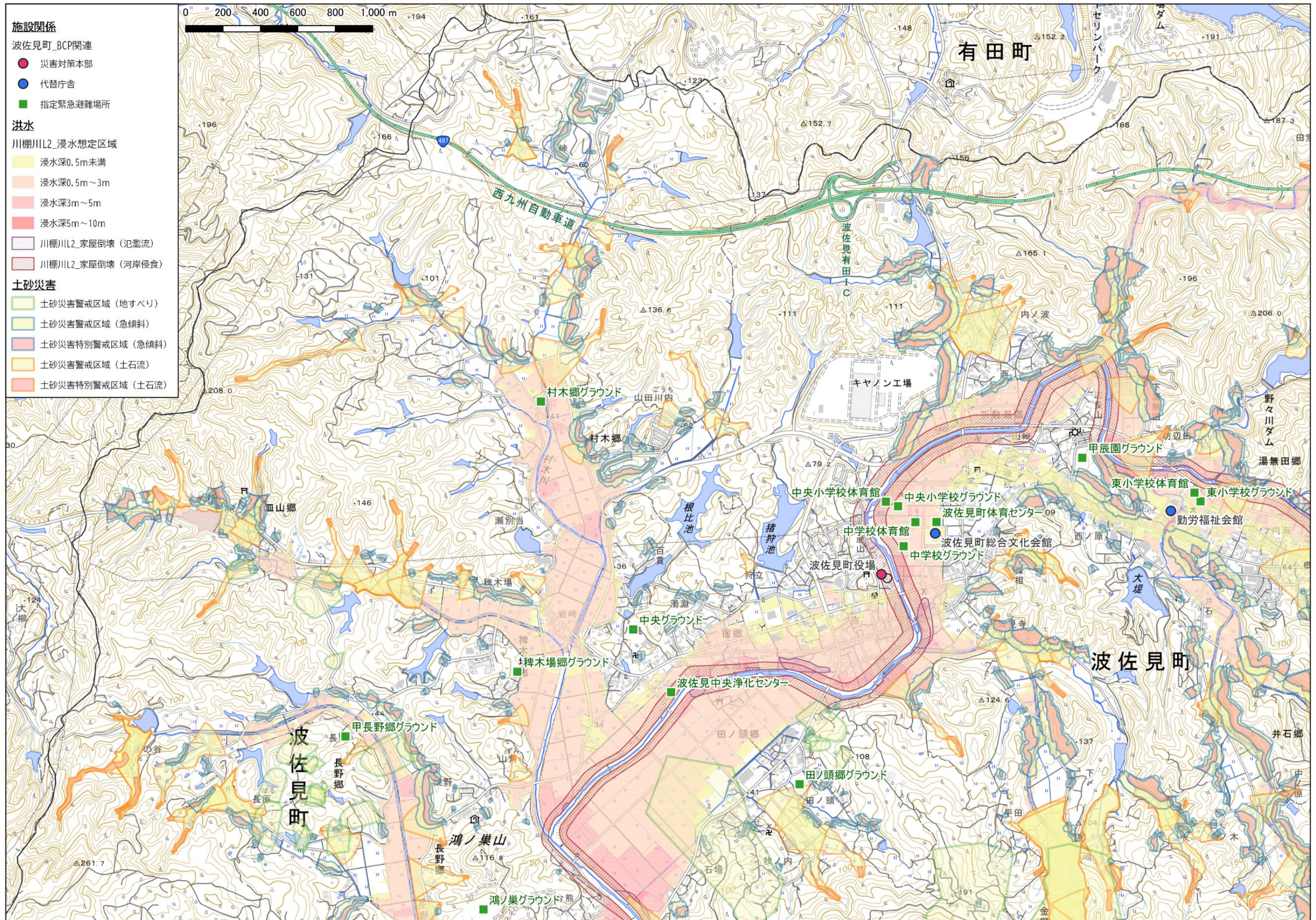
河川名(川棚川水系)	前提となる降雨 (想定最大規模)	公表年月	作成機関	家屋倒壊等 氾濫想定区域
川棚川	川棚川流域の 24 時間の総雨量 970mmの降雨がある場合	令和 5 年 12 月 22 日	長崎県 県北振興局	○(令和 3 年 3 月 26 日告示)
野々川川	川棚川流域の 24 時間の総雨量 970mmの降雨がある場合	令和 5 年 12 月 22 日	長崎県	—
村木川、井石川、川内川、 志折川、田別当川、金屋 川、長野川、猪乗川、石 木川、皿山川、中尾川、	流域全体にピーク時の 1 時間 に 204mmがある場合	令和 5 年 12 月 22 日	長崎県	—

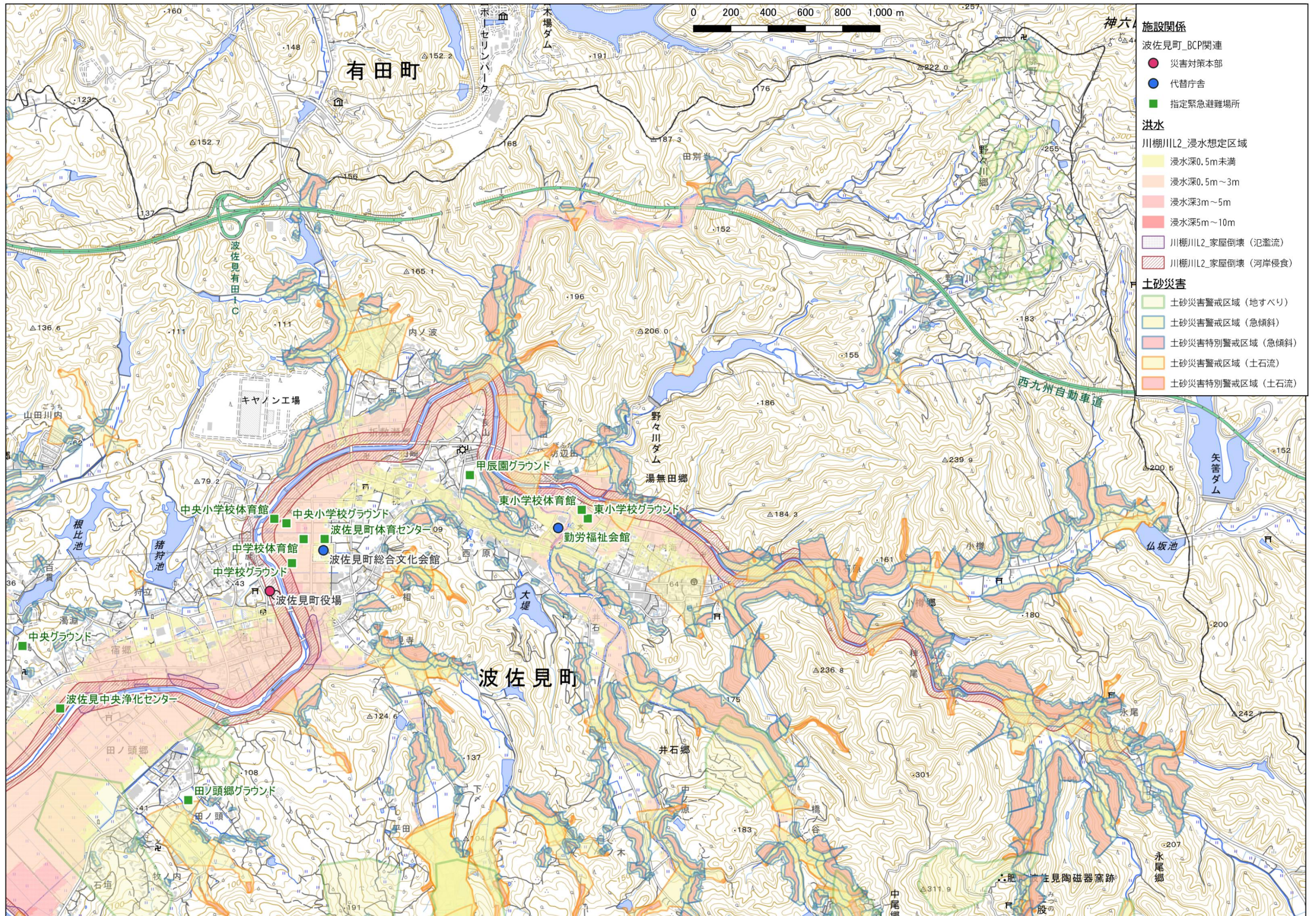
(3) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

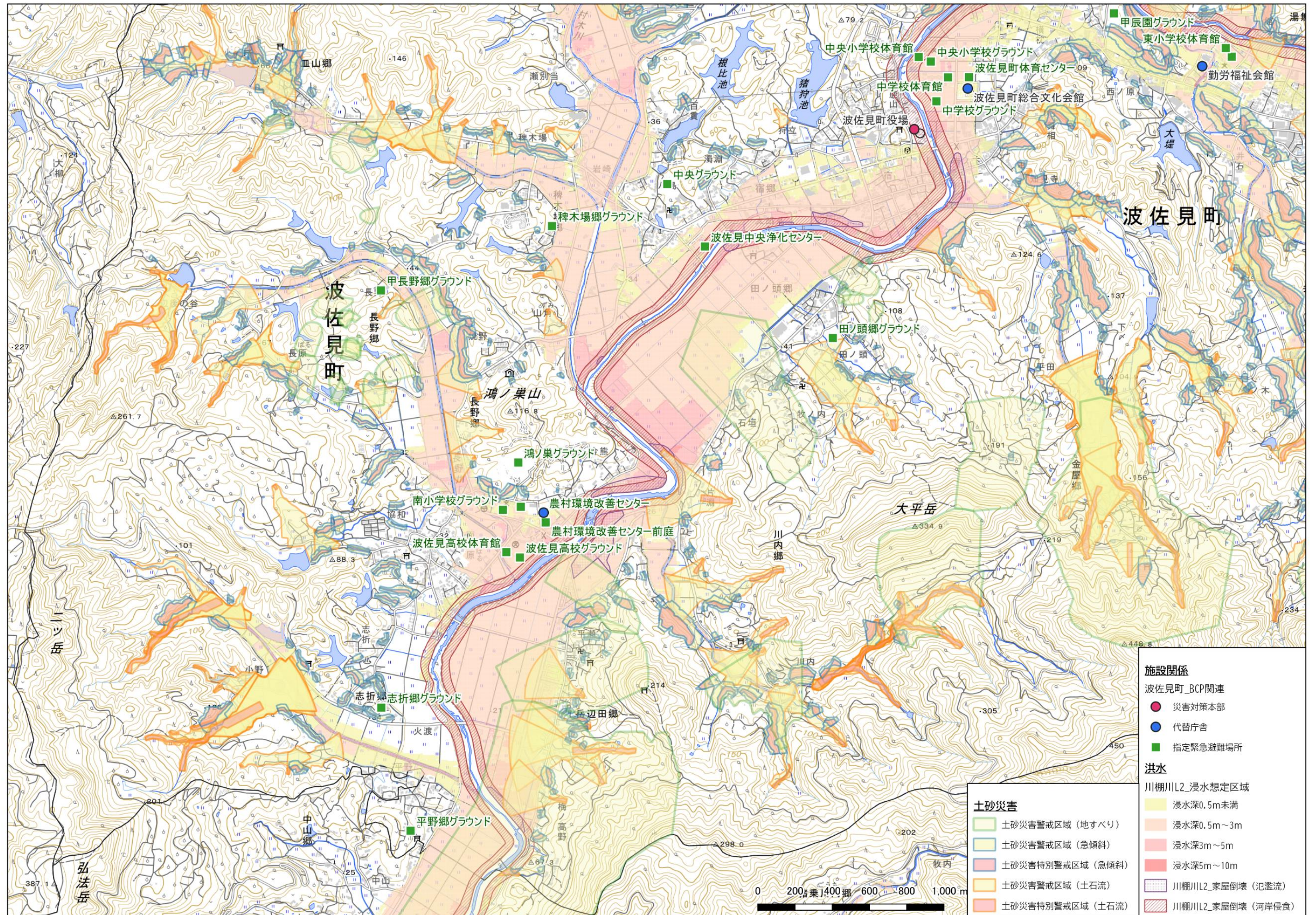
■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況

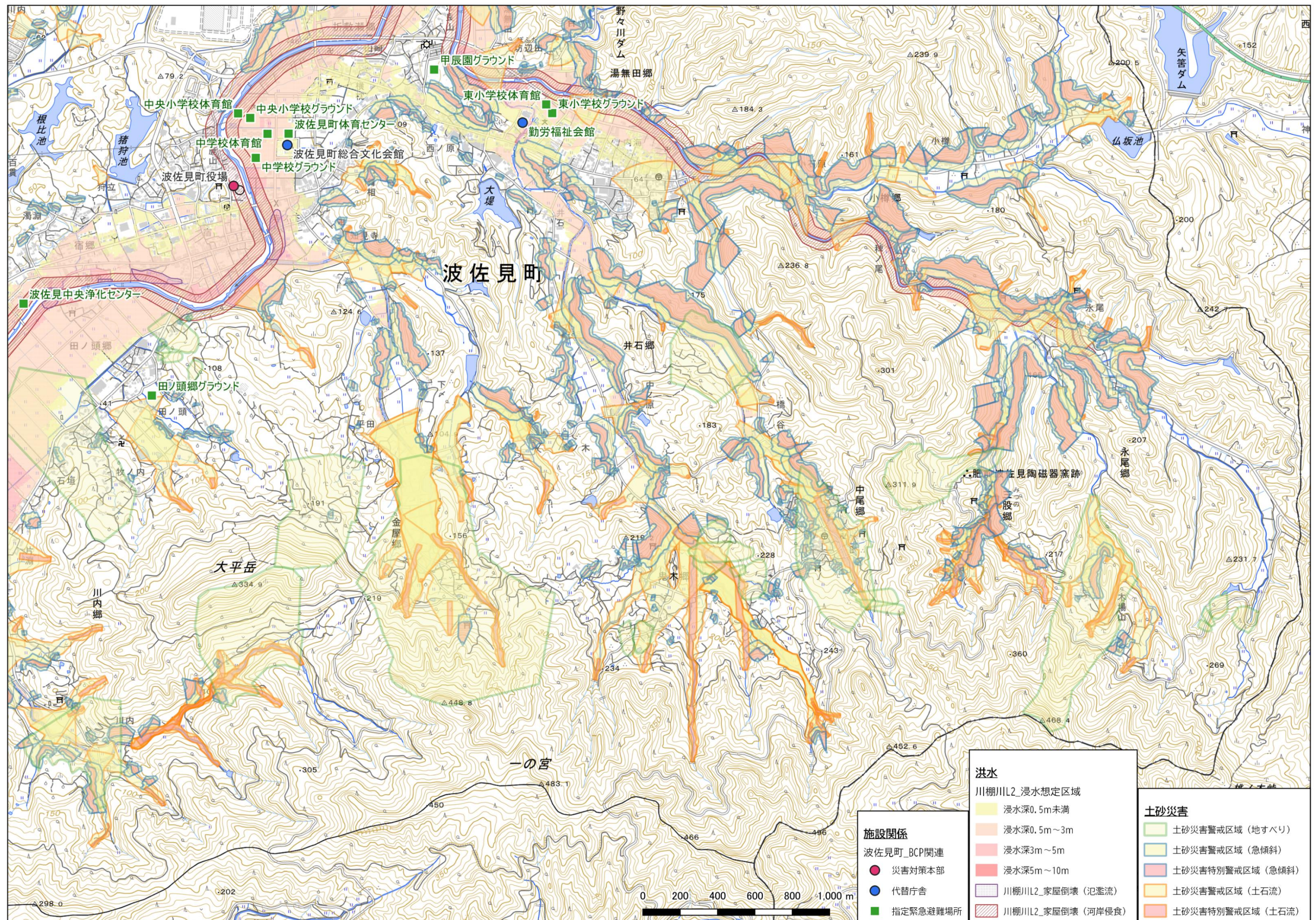
土砂災害警戒区域等	指定区域数			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
土砂災害警戒区域	194 箇所	497 箇所	22 箇所	713 箇所
土砂災害特別警戒区域	191 箇所	496 箇所	0 箇所	687 箇所

※直近の告示：令和 2 年 3 月 27 日









3. ため池災害

■重要水防箇所（老朽溜池）

	名称	所在地	かんがい 面積 (ha)	溜池規模			築堤後の 概略 経過年数	番号
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)		
1	丸尾	岳辺田郷	0.8	7.2	55.0	8,000	不明	県北 293
2	井石大堤	井石郷	13.9	8.0	150.0	130,000	不明	県北 294
3	高平	長野郷	7.3	6.9	112.0	40,000	不明	県北 295
4	神林	志折郷	19.7	6.8	171.0	50,000	不明	県北 296
5	釜ノ浦	井石郷	10.5	10.0	44.0	56,000	128	県北 297
6	落合	田ノ頭郷	3.3	6.7	65.0	45,000	不明	県北 298
7	瀬別当第一	村木郷	8.6	5.8	75.0	41,600	不明	県北 299
8	舟倉	村木郷	7.9	5.4	47.0	28,000	不明	県北 300
9	猪狩	宿郷	11.1	5.9	171.0	140,000	343	県北 301
10	前尾	金屋郷	4.9	3.0	86.0	11,000	不明	県北 302
11	根比呂	村木郷	2.5	4.5	79.0	135,000	313	県北 303
12	本谷	村木郷	7.8	4.7	63.0	42,000	不明	県北 304
13	長谷	長野郷	7.2	9.9	87.0	25,000	不明	県北 305
14	狸山下	村木郷	12.0	5.5	69.0	25,000	不明	県北 306
15	狸山上	村木郷	12.0	4.0	49.0	10,000	不明	県北 307
16	稗ノ尾谷	小樽郷	2.0	5.7	25.0	13,000	不明	県北 308
17	仏坂	小樽郷	10.3	4.2	61.0	67,000	不明	県北 309
18	岩峠	折敷瀬郷	11.0	7.3	60.0	68,000	不明	県北 310
19	天の池	皿山郷	9.2	6.0	128.0	35,000	不明	県北 311
20	百貫	村木郷	13.7	4.5	77.4	35,000	不明	県北 312
21	長尾第一	村木郷	3.7	6.2	39.8	30,000	不明	県北 313
22	清代溜池	金屋郷	4.4	7.7	90.0	37,000	26	県北 314
23	山ノ上	志折郷	5.0	6.2	104.0	35,000	不明	県北 315
24	尻無	永尾郷	4.5	6.4	28.2	5,000	不明	県北 316
25	川見谷	井石郷	8.9	10.4	28.5	16,000	不明	県北 317
26	薬子様	田ノ頭郷	4.3	5.6	91.0	20,000	不明	県北 318
27	曾良道	長野郷	9.4	5.1	134.0	7,000	不明	県北 319
28	鷹の巣第一	村木郷	15.1	3.8	42.9	2,000	不明	県北 320
29	平木場	長野郷	14.4	6.4	87.0	80,000	不明	県北 321
30	似田ノ尾	村木郷	4.0	4.9	28.5	5,200	不明	県北 322
31	堂ノ巣第一	野々川郷	4.9	7.8	29.0	16,000	不明	県北 323
32	鷹の巣第二	村木郷	15.1	3.6	17.1	1,000	不明	県北 324
33	無田	長野郷	2.0	4.1	51.0	30,000	不明	県北 325
34	向山	金屋郷	4.4	3.8	49.0	3,000	不明	県北 326
35	日見須	長野郷	2.4	7.8	82.0	50,000	不明	県北 327

	名称	所在地	かんがい 面積 (ha)	溜池規模			築堤後の 概略 経過年数	番号
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)		
36	小野ノ下	志折郷	16.8	3.9	23.6	5,000	不明	県北 328
37	多婦ノ木	稗木場郷	2.6	3.8	25.0	5,500	121	県北 329
38	大石ノ本	野々川郷	4.0	5.7	37.0	2,000	不明	県北 330
39	舞相第二	折敷瀬郷	1.2	5.0	36.9	20,000	不明	県北 331
40	上の名	村木郷	0.5	4.0	22.0	5,000	不明	県北 332
41	桜内第一	村木郷	0.9	4.0	33.7	5,000	不明	県北 333
42	桜内第二	村木郷	0.9	4.4	20.0	1,400	不明	県北 334
43	無田川内	折敷瀬郷	1.5	4.1	27.0	2,600	不明	県北 335
44	瀬別当第二	村木郷	1.6	5.0	25.5	5,000	不明	県北 336
45	キャン	井石郷	0.3	6.3	36.0	6,700	不明	県北 337
46	片平山	長野郷	1.1	3.9	39.0	1,000	不明	県北 338
47	舟倉	小樽郷	1.2	3.6	30.0	1,500	不明	県北 339
48	橋ノ谷	井石郷	5.2	5.3	28.5	2,000	不明	県北 340
49	黒木原	村木郷	0.1	3.7	29.0	2,000	不明	県北 341
50	東笠山	村木郷	0.7	3.5	30.6	3,000	不明	県北 342
51	鍛冶屋谷第一	村木郷	0.1	3.6	23.0	1,000	不明	県北 343
52	浦山	金屋郷	0.4	4.6	69.4	1,500	不明	県北 344
53	鍛池	村木郷	12.3	6.7	44.0	6,000	不明	県北 345
54	馬四郎	村木郷	0.3	2.7	65.0	2,200	不明	県北 346
55	本谷	長野郷	1.3	4.6	21.3	1,400	71	県北 347
56	江ナ木場	村木郷	0.8	3.7	45.0	1,600	不明	県北 348
57	大尾第二	村木郷	0.8	5.3	49.0	6,000	不明	県北 349
58	椎ノ木谷	田ノ頭郷	0.6	3.7	44.2	1,000	不明	県北 350
59	アメ牛ノ久保	野々川郷	0.5	5.6	48.0	5,000	不明	県北 351
60	大山谷	野々川郷	2.0	4.6	48.0	7,000	不明	県北 352
61	鷹ノ巣第三	村木郷	13.9	4.3	50.5	1,900	不明	県北 353
62	吉頭	野々川郷	4.8	4.4	89.0	5,100	不明	県北 354
63	屋敷原第一	村木郷	0.2	3.6	21.0	600	不明	県北 355
64	前畑	稗木場郷	0.2	4.1	35.0	900	不明	県北 356
65	辺後第一	長野郷	0.8	2.5	11.0	700	不明	県北 357
66	木場山	永尾郷	1.0	3.2	28.0	600	不明	県北 358
67	堂の巣第二	野々川郷	0.5	4.7	34.0	400	不明	県北 359

